

# 資 料 編



# 資料 1 環境基本計画の進捗点検

## 資1-1 行動指標の状況

行動指標	基準年(H24)	目標値(H29)	H29数値	評価	備考	課名
光化学オキシダント注意報の発令日数	1日	0日	4日	×		環境政策課
有害大気汚染物質濃度の環境基準達成率	100%	100%	100%	◎	4項目、12回/年測定	環境政策課
環境基準(河川)を達成した地点の割合	84%	100%	85%	○	環境基準設定の5河川で調査	環境政策課
汚水処理人口普及率	86.7%	92.8%	92.3%	○	汚水処理施設を使用できる人口(供用人口):311,737人	下水道整備課
一般騒音の環境基準を達成した地点の割合	88.2%	100%	93.8%	○	市内49地点を3年ローテーションで測定(平成27年度:16地点、平成28年度:17地点、平成29年度:16地点)	環境政策課
支所管内の規制基準等の見直し	—	H29年度までに	—	◎	平成28年度までに規制基準の見直し完了	環境政策課
地下水水質(概況調査)の環境基準を達成した地点の割合	92%	100%	92%	○	14地点を測定	環境政策課
市民一人あたりの公共交通年間利用回数	52.1回	55回	57.54回	◎		交通政策課
野鳥観察会にて観察することのできる野鳥の数の数	30種	30種	36種	◎	平成30年2月25日に実施し、34名の参加者があり、36種の野鳥を確認した。	環境政策課
広瀬川河川緑地の整備	着手	実施・継続	継続	△	計画策定に向け関係機関と協議を進めている。	市街地整備課
都市公園の整備面積(一人あたり公園面積)	10.54㎡/人	12.50㎡/人	11.7㎡/人	×	総合的なデザイン計画策定(再整備)にむけ協議を進めている。 平成29年度については、絹の橋から諏訪橋南右岸側の整備(樹木剪定・太陽の種設置等)を行った。(平成30年度より市街地整備課に引き継ぎ)	公園緑地課
認定農業者数	610経営体	689経営体	563経営体	×	平成28年度:公園数416箇所 平成29年度:公園数422箇所 高齢による辞退者が多く、昨年から5人減少	公園緑地課
有害鳥獣捕獲頭数(イナシ、シカ)	167頭	300頭	276頭	○	市内の猟友会に捕獲の委託を行った。	農政課
景観形成重点地区指定箇所数	—	2地区	1地区	○	候補地の1つであった中心市街地を流れる広瀬川の厩橋から久留万橋までの沿川地域について、景観形成重点地区に指定した。	環境政策課
市域全体の温室効果ガス(CO2)排出量	2,208千t(H21)	2,075千t(H27)	2,522千t(H27)	△	東日本大震災(H23)以降、火力発電の増加に伴い、二酸化炭素排出に際る算定係数が悪化している。	環境政策課
太陽光発電による発電能力量(累計)	25,500kW	89,000kW	—	◎	平成26年度において、目標値89,000kWを達成済みである。	環境政策課
一人一日あたりの家庭ごみ排出量(資源ごみを除く)	620g	511g以下	565g	△	平成28年度と比較すると、家庭ごみ排出量は4gの減少となった。	ごみ減量課
焼却灰の資源化	419t	段階的拡大	2953.97t	○	焼却灰の処理を民間に委託し、資源化及び最終処分場埋立て量の削減を図った。	清掃施設課
環境ポータルサイトのアクセス数(月間)	2,000	3,000	758	×	タイムリーな情報発信に資することやアクセス数向上に向けた具体的な方策について検討することとした。	環境政策課
環境教室・イベント等の実施回数(年間)	89回	100回	99回	○	出前講座、環境美化推進員説明会、本市主催イベント(環境パネル展・ユース市・店頭相談会)のほか、他団体主催イベントに参加し啓発活動に努めた。	環境政策課
環境マネジメントシステムの補助件数	年間2件	年間6件	—	—	平成28年度を以って廃止。	産業政策課

評価:「達成」=「◎」、「順調」=「○」、「やや不調」=「△」、「不調」=「×」

資1-2 各施策の状況 (1)

環境像	環境目標	施策名	評価*	判断理由	課名
環境汚染防止のための施策	大気汚染の防止	① 大気汚染調査	○	二酸化硫黄など5項目について常時監視	環境政策課
		② ダイオキシシン類等有害物質の調査	○	トリクロエチレン等19項目・・・12回/年、塩化メチル及びトルエン・・・4回/年 ダイオキシシン類・・・3回/年	環境政策課
		③ 工場等の発生源調査	○	44事業場のばい煙発生施設に対し立入調査を行い、15施設のばい煙測定を実施した。	環境政策課
	水質汚濁の防止	① 水質汚濁調査	○	市内を流れる河川のうち22河川44地点及び湖沼1地点にて水質調査を実施(環境基準点を含む)。	環境政策課
		② ダイオキシシン類等有害物質の調査	○	上記河川のうち4河川4地点にてダイオキシシン類調査を実施。	環境政策課
		③ 汚水処理事業(公共下水道及び農業集落排水の整備、合併処理浄化槽の普及)の一元化による推進	—	汚水処理事業連絡協議会において、汚水処理事業の一元化における現在までの経緯及び今後の進め方を確認した。	環境政策課
		④ 汚水処理事業(公共下水道及び農業集落排水の整備、合併処理浄化槽の普及)の一元化による推進	○	啓発内容及び方法について、費用対効果を最大限に上げる手法を検討し、集排区域の自治会に対して、下水道の接続依頼や下水道の使用喚起を訴える内容で、広報まほしの配布に合わせ毎月配布を行った。	農村整備課
		⑤ 汚水処理事業(公共下水道及び農業集落排水の整備、合併処理浄化槽の普及)の一元化による推進	—	汚水処理事業連絡協議会において、汚水処理事業の一元化における現在までの経緯及び今後の進め方を確認した。また、群馬県汚水処理計画の策定に伴い、汚水処理施設の統廃合について協議した。	下水道整備課
		⑥ 合流式下水道の改善	○	合流改善事業については、平成26年度末までに整備を完了し、平成27年度、28年度の2か年で事後評価を実施した。	下水道整備課
		⑦ 畜産公害防止対策の促進	○	臭気対策のため消臭剤等購入補助事業、及び排水施設に係る高度処理装置の導入補助事業を実施し、適切な畜産環境の保全を図った。	農政課
騒音・振動の防止	① 騒音調査	○	一般地域、道路に面する地域の測定及び自動車騒音評価システムでの面的評価を実施。	環境政策課	
	② 事業場等の発生源対策の推進	○	吉音発生源を中心に立入調査を実施し、騒音発生状況の把握に努めた。また、必要に応じ防音対策の助言を行った。	環境政策課	
	③ 建築工事の騒音対策の推進	○	前橋中高層建築物に関する指導要綱に基づき、適切に指導を行った。	建築指導課	
悪臭の防止	① 悪臭発生源事業場に対する監視・指導の徹底	○	継続監視している事業場の臭気測定を実施。測定結果を参考に今後の臭気対策の注意点を指導。	環境政策課	
	② 都市計画後の規制基準等の見直し	—		環境政策課	
土壌汚染・地盤沈下・化学物質による汚染の防止	① 地下水調査	○	概況調査14井戸。モニタリング調査8箇所について2回ずつ実施。	環境政策課	

評価:「計画通りに進んだ」=「○」、「計画より遅れている」=「△」、「未実施」=「—」、「中止した」=「×」

資1-2 各施策の状況 (2)

環境像	環境目標	施策名	評価*	判断理由	課名	
環境汚染防止のための施策	土壌汚染・地盤沈下・化学物質による汚染の防止	② ダイオキシン類調査	○	地下水概況調査と同時に実施で3井戸について実施した。土壌のダイオキシン類調査を1地点で実施した。	環境政策課	
		③ 農業・化学肥料等の適正使用推進	○	農業の適正使用、適正管理のため、廃農業の処理費用の一部補助事業を行い、廃農業の適正処理を推進した。	農政課	
		④ 地盤沈下防止のための地下水保全	○	地下水取水については、適性取水能力とされている各地下水水源の取水能力の7割を目安に取水した。	浄水課	
		⑤ 特定事業場等の発生源対策	○	土壌汚染を未然に防ぐように水質汚濁防止法の規制の範囲内で指導を行っている。	環境政策課	
		⑥ 有害物質問題発生時の情報収集と対応	○	庁内関係部署との連絡体制の確保を図っている。	環境政策課	
		⑥ 有害物質問題発生時の情報収集と対応	○	公共工事発注関係部局との情報共有を図っている。	契約監理課	
		都市環境問題の改善(交通問題・ヒーフトアイランド・光害)	① 前橋市公共交通マスタープラン基本方針に基づき施策の展開	—	前橋市公共交通マスタープラン計画調整推進会議については、前橋市地域公共交通再生協議会へ引き継ぐこととしたため、平成29年度の進捗評価は未実施。平成30年度以降、再生協議会が策定した、前橋市地域公共交通網形成計画に基づく進捗評価を実施していく予定。	交通政策課
			② 自転車利用の促進	○	サイクリングネットワーク事業路線(産スボ西通線)延長100m。	道路建設課
			③ 放置自動車や放置自転車の防止対策	○	放置自転車については、放置禁止区域における看板掲示、放置防止の巡回活動を行い、放置があった場合には移動保管を行っている。	道路管理課
			④ 透水性舗装の促進	○	サイクリングロード・ネットワーク事業及びバリアフリー特定経路事業1路線、道路整備事業4路線。延長641m。	道路建設課
生態系保護のための施策	生物種の保全	④ 透水性舗装の促進	—	H29年度は未実施	建築住宅課	
		⑤ 建築基準法に基づき日照権等の指導	○	建築基準法関係法令に基づき適正に指導を行った。	建築指導課	
		① 生態系保全のための自然環境調査	○	自然環境調査(魚類・水生生物)の追跡調査を実施した。	環境政策課	
		② 自然観察会の開催	○	毎年冬に実施している野鳥観察会を開催し、34名の参加があった。	環境政策課	
		③ 自然環境保全の推進のための専門委員会の設置	○	委員会を2回開催し、自然環境調査等について助言をいただいた。	環境政策課	
		快適環境の創造のための施策	水辺空間の保全・改善	① 河川環境の保全	○	冬季断水時に、除草、浸漑工事等を実施。
② 広瀬川河畔緑地の整備	△			計画策定に向け関係機関と協議を進めている。また、河畔緑地沿いに位置する千代田町三丁目土地区画整理事業区域内についても、河畔緑地との調和を旨とし、交流性の高い都市空間の創出を図るため、電線地中化の道路指定を行い工事に着手した。	市街地整備課	
			△	広瀬川河畔緑地及び隣接道路において、全体的なデザイン調整と一部工事着手のための計画策定(再整備計画)を実施した。	公園緑地課	

評価:「計画通りに進んだ」=「○」、「計画より遅れている」=「△」、「未実施」=「—」、「中止した」=「×」

資1-2 各施策の状況 (3)

環境像	環境目標	施策名	評価*	判断理由	課名		
快適環境の創造のための施策	緑地の保全・育成	① 都市公園緑地の整備	△	公園箇所数 平成28年度:416箇所⇒平成29年度:422箇所 一人当たり公園面積 平成28年度:11.66㎡⇒平成29年度:11.71㎡	公園緑地課		
		② 街路の緑化の推進	—	街路事業において、工事による緑化は未実施。	道路建設課		
		③ 住宅地の緑化の推進	△	生垣づくり奨励金新規交付が10件、延長74.3m増加。 (延交付状況 1,078件、16,426.87m)	公園緑地課		
		④ 企業の緑化の促進	—	平成29年度を以って廃止。	産業政策課		
		⑤ 公園の維持活動の推進	○	公園緑地愛護会連合会の活動において、定期総会、視察研修、技術講習会を行った。	公園管理事務所		
		⑥ 花いっぱい運動の推進	○	花のあるまちを推進するため、公園や道路、河川沿線等に、住民団体が花壇を整備し維持管理していくことを推進する。(3団体新規協定)	公園緑地課		
		⑦ 緑と花の講習会の実施	○	平成29年度実績9回開催、参加者217人	公園緑地課		
		⑧ 保存樹木等の指定	△	解除(独立樹木2件)	公園緑地課		
		農地や森林の保全	農地の担い手の育成と経営基盤の強化	① 農業の担い手の育成と経営基盤の強化	○	担い手の育成・確保のため、新規認定農業者の掘り起しに努めるとともに、集落営農組織の法人化を推進し地域の担い手である農事組合法人が設立され地域農業の強化が図られた。また、認定農業者の改善計画の目標達成に向け、経営規模の拡大や年間労働時間の短縮に向け農業用機械等の導入支援を行い経営基盤の強化が図ることができた。	農政課
				② 優良農地の保全	○	4月と9月に市民から開発等の目的から除外申請があり、農振法に基づき農業上支障がないものについては農振農用地から除外し、優良農地の保全に努めた。	農政課
③ 土地改良事業の推進	○			平成29年4月30日に上細井中西部土地改良区の設立総会が開催され、平成29年度予算や、改良区運営に必要な諸規定のほか、理事・幹事等の役員などが議決された。以降、理事会をはじめ評価委員会、換地委員会などが開催され、12月に換地の原案を地権者に提示し、年度末で98.9%の同意を得ることができた。また、平成30年3月18日に土地改良区の通常総会を開催し、平成30年度予算及び賦課金等について議決された。	農村整備課		
④ 農村環境の保全	○			地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進することで、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、平成19年度から実施されてきた農地・水保全管理支払交付金事業が、平成26年度から多面的機能支払交付金事業として制度移行し、平成27年度には法制化されたことで制度の安定・充実に図られた。平成29年度における本市での各組織の取組状況は次のとおり。 農業生産を営むために必要な保全活動を行う、農地維持活動:28組織。 水路やため池などの軽微な補修や植栽による景観形成を行う、資源向上の共同活動:27組織。 老朽化が進んだ農業用排水路の更新などを行う、資源向上の長寿命化活動:15組織。	農村整備課		

評価:「計画通りに進んだ」=「○」、「計画より遅れている」=「△」、「未実施」=「—」、「中止した」=「×」

資1-2 各施策の状況 (4)

環境像	環境目標	施策名	評価*	判断理由	課名
快適環境の創造のための施策	農地や森林の保全	⑤ 遊休農地の活用	○	耕作放棄地再生支援事業の実施及び国庫補助事業の活用により市内にある耕作放棄地を約517a解消することができた。 市内全域で農地利用状況調査と、その結果を活用した地区別遊休農地対策検討会を実施し、意欲ある担い手に利用集積できるよう支援した。	農政課 農業委員会
		⑥ 地産地消の推進	○	赤城の恵ブランド認証品について、FacebookやInstagramによる情報発信の強化を図るとともに、市内各地での試食販売会等の販売促進PRイベント等を実施した。	農政課
		⑦ 森林保全の推進	○	松くい虫防除のため樹幹注入、伐倒駆除等を実施し、森林の保全整備に努めた。また生活環境保全林の下草刈りを実施した。	環境政策課
		① 景観に配慮した街並み整備	○	道路整備事業において、随時検討している。	道路建設課
		② 景観計画の推進	△	景観法に基づく景観重要建造物の指定制度において、指定に向けた景観重要建造物の管理基準等について、他都市の制度調査・研究検討をおこなった。	都市計画課
		③ 景観形成重点地区指定に向けた取組	○	候補地の1つであった中心市街地を流れる広瀬川の厩橋から久留万橋までの沿川地域について、景観形成重点地区に指定した。	都市計画課
		④ 文化財の保存と整備	○	県及び市指定重要文化財樋江閣の大規模改修が完了し、9月から再開館した。また、国史跡女堀に係る保存活用計画の策定、総社古墳群の範囲内容確認調査に着手するとともに、引き続き、前橋の蚕糸業に係る歴史的建造物群(塩原蚕種)、岩神の堤等の調査を行った。	文化財保護課
地球環境の保全のための施策	地球温暖化対策等の推進	⑤ 歴史学習施設の整備	○	総社歴史資料館については、児童生徒をはじめ多くの来館者があるとともに、専用ホームページの開設・チラシの作成等により、認知度がさらに上がってきている。大室古墳資料館の建設については、具体的なスケジュールを伴った計画へと進めることができなかった。	文化財保護課
		① 省エネルギー・省資源行動に関する普及・啓発	○	まえばし環境家族や環境問題基礎講座の実施、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE(クールチョイス)」に関する啓発活動を行った。	環境政策課
		② 省エネルギー法に基づく指導	○	省エネルギー法に基づく届出を受け、適切に指導を行った。	建築指導課
		③ グリーン購入の普及・拡大	△	平成28年度の調達率93.4%に対し93.0%と微減となったため。	環境政策課
		④ 地球温暖化防止実行計画の推進	△	平成32年度までに平成21年度と比較して22%削減する目標となっていたが、平成21年度(基準年)に対し14.2%増加した。	環境政策課
		⑤ 電気自動車(EV)の普及	○	電気自動車の普及に向け、市が設置し一般開放している急速充電器4基、普通充電器5基について、適切な運用管理を実施している。	環境政策課
		⑥ 酸性雨モニタリング調査	○	年28回の調査を実施した。	環境政策課
		⑦ フロン回収事業	○	家電リサイクル対象製品以外の製品に含まれるフロンガスについて、回収・無害化処理を実施した。	ごみ減量課
		① 太陽光発電等の新エネルギーシステムの導入支援	—	(平成27年度で終了)	環境政策課
		① 太陽光発電等の新エネルギーシステムの導入支援	—	(平成26年度で終了)	産業政策課

評価:「計画通りに進んだ」=「○」、「計画より遅れている」=「△」、「未実施」=「—」、「中止した」=「×」

資1-2 各施策の状況 (5)

環境像	環境目標	施策名	評価*	判断理由	課名	
地球環境の保全のための施策	新エネルギーの導入促進	② 公共施設の省エネルギー、自然エネルギーの導入	—	今年度の対象工事は無し	建築住宅課	
		② 公共施設の省エネルギー、自然エネルギーの導入	○	計画どおりに太陽光発電システムを設置した(桃井小学校、第一中学校、元総社中学校、東中学校、木瀬中学校)。	教育施設課	
		③ 太陽光発電の導入促進	○	大規模太陽光発電所における運転状況ホームページで公開し、導入の促進に向け、情報の提供を行った。	環境政策課	
		④ 小水力発電の導入促進	○	まえばし赤城山小水力発電所の運転開始に向けて、各種手続きや施設の建設工事を行った。	環境政策課	
		⑤ バイオマスエネルギーの利用促進	—	バイオマスエネルギーの利用促進について、今後関係各課と連携して検討していきたい。	環境政策課	
		⑤ バイオマスエネルギーの利用促進	○	耕種農家(法人)がバイオマスを活用して園芸施設の保温につなげるなどの計画に市の立場でサポートを行った。	農政課	
	ごみ減量化・資源化(3R活動)の促進	⑥ 新エネルギー導入アクションプランの策定・推進		○	平成29年2月に「まえばし新エネルギー導入アクションプラン」を改訂し、導入計画を推進した。	環境政策課
		① ごみ減量化に向けた啓発の推進		○	さらなるごみの減量化を目的に開始した第2次G活チャレンジ!「ステキにごみダイエット」を推進するとともに、イベントなどの施策を通じて、ごみの発生抑制に努めた。	ごみ減量化課
		② 分別の徹底によるリサイクル推進		○	環境美化推進員などを対象に説明会の実施や各種講座を実施したり、ごみ分別アプリのごみの導入、ごみカレンダーの情報欄、市のホームページでの啓発などで、ごみの分別を推進した。	ごみ減量化課
		③ 有価物のリユース・リサイクル促進		○	絆・衣類等の分別収集を進めるとともに、リサイクル庫の活用を積極的に進めた。また、有価物集団回収事業ではごみ減量・資源化に取り組んだ。	ごみ減量化課
		④ 建設廃棄物の資源化		○	本市発注の公共工事で発生する建設廃棄物(As塊、鉄くずなど)については、中間処理施設での再資源化を図っている。(各発注担当課で実施)	契約監理課
		④ 建設廃棄物の資源化		○	建設リサイクル法に基づく届出を受け、適切に指導を行った。	建築指導課
		⑤ 事業所ごみの減量化促進		○	事業所ごみの適正排出指導やリサイクル庫の活用により、ごみ減量や資源化に取り組んだ。	ごみ減量化課
		⑥ 除籍図書の再活用		○	除籍した図書を①年間を通じて図書館東口でリサイクル図書として希望者に配布②生涯学習推進図書として病院や社会福祉施設等に提供(2,704冊:22施設)③ふれあい図書館まつりのブックリサイクルで配布(2,204冊)④随時、分館内リサイクルコーナーで利用者へ提供するなど資源の有効活用を図った。⑤家庭で不要になった本を図書館へ持参してもらい、読みたい人へ配布(5施設:152冊)。	図書館

評価:「計画通りに進んだ」=「○」、「計画通り遅れている」=「△」、「未実施」=「—」、「中止した」=「×」



資1-2 各施策の状況 (6)

環境像	環境目標	施策名	評価*	判断理由	課名
地球環境の保全のための施策	廃棄物の適正処理と処理施設の整備・充実	① ごみ処理施設の整備・充実	○	六供清掃工場の延命化工事を進めるとともに、各清掃工場の維持整備を行った。	清掃施設課
		② 焼却灰の資源化	○	焼却灰の処理処分を委託し、資源化を図った。 平成29年度実績 2,953.97トン (参考:平成28年実績 1,473.14トン)	清掃施設課
		③ 処理困難物の適正処理	○	使用済み乾電池、スプレー缶、使用済み蛍光管など、市有施設において中間処理が困難な廃棄物を安全に保管し、適正に処理した。	清掃施設課
		④ 廃棄物の不法投棄等の防止	○	開庁日は毎日職員等によるパトロールを実施し、開庁日には民間警備会社によるパトロールを業務委託するとともに、監視カメラを設置し不法投棄等の監視を行った。	廃棄物対策課
環境保全活動の活性化のための施策	環境情報の整備と提供	① 広報紙、パンフレット等による普及・啓発	○	広報紙において環境に関する特集を掲載したほか、パネル展など各種イベントを実施し、リーフレット等を配布した。	環境政策課
		② 環境報告書の発行	○	年次報告書「まえばしのかんきょう」を発行した。また市ホームページに掲載することにより、環境情報の公開に努めている。	環境政策課
		③ 情報システムを活用した環境情報の提供	○	毎月1回の「まえばしメールニュース」の発行 等、定期的な情報発信に努めた。	環境政策課
		④ 各種メディアの活用	○	隔月での市政ラジオ番組の放送のほか、市内のスポーツ選手や学生に環境に関するインタビューを実施した「マイCOOL CHOICEチャレンジ」を発行した。	環境政策課
		①環境保全啓発イベントの開催	○	環境月間でのパネル展、荻窪公園アジサイまつり、まえばし赤城山ヒルクライム大会及びクリテリウム大会、前橋まつりにおいて環境啓発ブースの開催を行った。	環境政策課
		①環境保全啓発イベントの開催	○	リユース施策の取り組みとして、家庭にある再利用可能なものを持ち寄り、交換する「リユース宝市」を開催した。	ごみ減量課
		② 出前講座や施設見学会の実施	○	依頼のあった団体へ出前講座を実施した。	環境政策課
		② 出前講座や施設見学会の実施	○	ごみの減量や3Rの推進についての意識を高めることを目的に自治会等の団体を対象として実施した。	ごみ減量課
		③ 環境教育の指導者育成	○	環境教育主任研修会を実施し、環境指定校の実践事例の紹介や環境調査の体験及び全体計画に基づく各学校の取組などを共有することで、環境主任の資質向上や取組内容の見直し・改善を図る内容で開催できた。	学校教育課
		③ 環境教育の指導者育成	○	学校教育課と連携し、環境教育主任研修会において、学校における自然体験活動についての実践事例発表を行うとともに、各学校における自然体験活動の取り入れ方等について情報交換を行い、指導者としての資質向上を図った。	青少年課
		④ 学校での環境教育の実施	○	全校(園)で環境教育、省エネ・省資源活動に取り組み成果を上げた。また、環境教育指定校を定め、児童自らが課題意識をもって環境に関わる学習に取り組めるような教育活動の充実を図るとともに、各教科等の授業において地域の自然を生かした具体的な取組を研究し、成果を各学校に紹介することができた。	学校教育課
		④ 学校での環境教育の実施	○	全市立小学校の5年生を対象に、各校の教育課程に沿ったプログラムで環境教室を実施することにより、各学校における環境教育への支援を行った。	青少年課

評価:「計画通りに進んだ」=「○」、「計画より遅れている」=「△」、「未実施」=「一」、「中止した」=「×」

資1-2 各施策の状況 (7)

環境像	環境目標	施策名	評価*	判断理由	課名
環境保全活動の活性化のための施策	環境教育・環境学習の推進	⑤ 児童文化センターでの環境学習の実施	○	全ての小学校の5年生が児童文化センターで実施している環境教室を体験し、環境への興味や関心を高めることができた。	学校教育課
		⑤ 児童文化センターでの環境学習の実施	○	年間を通して「環境冒険隊」(23回)等のプログラムを実施することにより、子どもたちが自然に親しむ体験活動の充実を図り、子どもたちの環境保全意識を高めることができた。	青少年課
環境保全活動の活性化	環境保全活動の活性化	⑥ 総合的な自然環境プログラムの実施	○	サクラツバサ・セミをテーマに市民自然環境調査を実施した。また、野鳥観察会やまえばし環境の学び舎事業を実施した。	環境政策課
		⑥ 総合的な自然環境プログラムの実施	○	自然体験活動に係る理解と指導力を高めるための研修会を、小・中学校教員を対象に各1回ずつ実施した。	青少年課
		① ① ことエコクラブの活動推進	○	登録クラブへと全国事務局より送付されるパンフレット類の配布や、情報の提供のほか、群馬県こともエコクラブの学習会や交流会の後援を行った。	環境政策課
		② 環境美化活動の推進	○	自治会、環境美化推進員等との連携を図り、町内一斉清掃等を推進し、清潔で住みよい街づくりを進めた。	ごみ減量課
		③ 環境活動団体の顕彰	—	(平成27年度で終了)	環境政策課
		④ 環境基金の創設・運用	○	「前橋市絆でつながる環境基金」を財源として、住宅用高効率給湯器設置費助成金や環境保全活動を行っている団体への助成を行った。	環境政策課
		⑤ 環境配慮型企業の育成	—	(平成29年度で終了)	産業政策課
		⑥ 環境保全活動団体への支援	○	地域づくり推進事業として、地域の環境保全を行う団体に助成を行った。	生活課
		⑦ 産・学・官の連携の促進への支援	—	(平成27年度で終了)	産業政策課
		⑦ 産・学・官の連携の促進への支援	○	新製品・新技術開発費補助事業(連携型)として2件の環境関連の研究を実施した。	産業政策課

評価:「計画通りに進んだ」=「○」、「計画より遅れている」=「△」、「未実施」=「—」、「中止した」=「×」

資料2 大気関係資料

資2-1 一般環境大気測定局 測定結果 (1)

年度	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )										光化学オキシダント (Ox)					環境基準の 短期的評価 による達成 状況
	年平均値 (ppm)	日平均値 の2%除外 値 (ppm)	環境基準超過状況		環境基準の 長期的評価 による達成 状況	昼間の1 時間平均値 (ppm)	昼間の1 時間の最 高値 (ppm)	昼間の1 時間が0.06 ppmを超えた日 数	昼間の1時 間値が 0.06ppmを 超えた時間 数	昼間の1時 間値が0.12 以上の日数	昼間の1時 間値が0.12 以上の時間数	環境基準の 短期的評価 による達成 状況				
			1時 間値が 0.1ppmを 超えた 時間数	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数												
20	0.001	0.003	0	0	○	0.036	0.138	120	699	4	6	×				
21	0.001	0.002	0	0	○	0.035	0.115	102	522	0	0	×				
22	0.000	0.001	0	0	○	0.038	0.128	128	772	1	1	×				
23	0.000	0.001	0	0	○	0.033	0.109	73	342	0	0	×				
24	0.001	0.003	0	0	○	0.037	0.108	102	522	0	0	×				
25	0.001	0.002	0	0	○	0.038	0.133	119	664	3	7	×				
26	0.001	0.002	0	0	○	0.039	0.133	114	728	3	5	×				
27	0.001	0.002	0	0	○	0.039	0.149	112	755	2	2	×				
28	0.001	0.001	0	0	○	0.038	0.116	100	551	0	0	×				
29	0.001	0.002	0	0	○	0.041	0.141	127	835	5	9	×				
20	0.000	0.001	0	0	○	0.035	0.139	117	684	3	7	×				
21	0.000	0.001	0	0	○	0.035	0.124	108	540	1	1	×				
22	0.000	0.001	0	0	○	0.053	0.112	113	654	0	0	×				
23	0.000	0.001	0	0	○	0.032	0.105	76	338	0	0	×				
24	0.001	0.001	0	0	○	0.036	0.105	92	414	0	0	×				
25	0.001	0.002	0	0	○	0.036	0.114	87	369	0	0	×				
26	0.000	0.001	0	0	○	0.035	0.109	72	372	0	0	×				
27	0.000	0.002	0	0	○	0.038	0.145	103	636	1	2	×				
28	0.000	0.001	0	0	○	0.038	0.117	103	551	0	0	×				
29	0.001	0.002	0	0	○	0.040	0.132	124	786	5	8	×				

○：環境基準達成 ×：環境基準未達成

一般環境大気測定局 測定結果 (2)

年度	浮遊粒子状物質 (SPM)			二酸化窒素 NO <sub>2</sub>				環境基準の 長期的評価 による達成 状況
	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値 の2%除外 (mg/m <sup>3</sup> )	環境基準超過状況 1時間値が 0.2mg/m <sup>3</sup> を超 えた回数	日平均値が 0.1mg/m <sup>3</sup> を超 えた回数	年平均値 (ppm)	日平均値 の年間98% 値 (ppm)	日平均値が 0.04~ 0.06ppmの日 数	
20	0.027	0.056	0	0	0.012	0.024	0	0
21	0.027	0.059	2	0	0.012	0.022	0	0
22	0.019	0.047	0	0	0.011	0.021	0	0
23	0.021	0.049	0	0	0.011	0.023	0	0
24	0.018	0.044	1	0	0.010	0.020	0	0
25	0.019	0.050	0	0	0.009	0.020	0	0
26	0.019	0.047	0	0	0.009	0.019	0	0
27	0.018	0.041	0	0	0.008	0.017	0	0
28	0.017	0.043	0	0	0.007	0.016	0	0
29	0.017	0.038	0	0	0.007	0.016	0	0
20	0.026	0.071	0	1	0.012	0.023	0	0
21	0.024	0.057	2	0	0.011	0.021	0	0
22	0.017	0.054	0	0	0.010	0.020	0	0
23	0.023	0.064	5	2	0.010	0.022	0	0
24	0.020	0.058	7	1	0.009	0.020	0	0
25	0.022	0.063	0	0	0.009	0.018	0	0
26	0.020	0.064	4	0	0.008	0.019	0	0
27	0.019	0.043	1	0	0.009	0.018	0	0
28	0.017	0.043	0	0	0.007	0.015	0	0
29	0.016	0.038	0	0	0.007	0.015	0	0

○：環境基準達成 ×：環境基準未達成

(評価の方法)

- 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)
  - 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)
  - 浮遊粒子状物質 (SPM)
- 日平均値の高い値から2% (365日のうち7日分の測定値) を除外して評価する。ただし、日平均値が2日以上連続して、基準を超えた場合は、達成状況は×として評価する。
- 光化学オキシダント  
短期的評価で評価する。1時間値が1年のうち、1時間でも0.06ppmを越えれば評価は×となる。

## 資2-2 平成29年度 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

測定月	測定日	揮発性有機化合物(μg/m3)										重金属類(ng/m3)						ベンジ ピレン (ng/m3)	
		トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ペンセン	塩化ビニルモノマー	クロロホルム	ジクロロメタン	1,3-ブタジエン	アクリロニトリル	1,2-ジクロロエチレン	酸化エチレン	アルデヒド類(μg/m3)	ニッケル	ベリリウム	マンガン	クロム	砒素		水銀
六鉄天神公園	4月	<0.06	<0.06	0.53	<0.03	0.22	0.50	<0.012	<0.03	0.097	0.066	1.0	1.3	(0.06)	22	3.4	1.4	1.6	0.11
	5月	0.95	(0.15)	0.89	<0.03	0.21	2.0	0.061	0.12	0.21	0.14	2.5	3.6	<0.06	15	3.3	0.82	2.1	0.068
	6月	(0.17)	<0.06	(0.27)	<0.03	0.14	0.74	(0.014)	<0.03	0.066	0.14	2.0	3.4	(0.10)	15	(1.2)	0.71	1.4	0.042
	7月	0.56	(0.09)	0.53	<0.03	0.24	1.7	(0.029)	(0.04)	0.20	0.18	2.3	6.3	(0.18)	13	2.8	1.9	1.6	0.082
	8月	1.3	<0.06	0.42	<0.03	0.18	2.3	0.058	(0.06)	0.075	0.062	1.4	3.6	(0.08)	10	(1.9)	1.7	1.8	(0.009)
	9月	1.2	(0.07)	0.60	<0.03	0.18	2.8	(0.038)	<0.03	0.060	0.11	2.2	3.6	(0.07)	14	3.4	1.8	1.5	0.048
	10月	0.87	(0.16)	0.69	<0.03	0.17	1.5	0.047	<0.03	0.075	0.13	2.8	3.6	<0.06	18	8.0	1.9	2.7	0.053
	11月	0.84	(0.11)	0.61	<0.03	0.18	1.0	0.098	<0.03	0.069	0.083	2.1	2.2	<0.06	15	6.3	0.53	1.4	0.060
	12月	1.2	(0.12)	1.4	<0.03	0.18	1.6	0.21	(0.05)	0.097	0.080	2.2	2.6	(0.14)	24	6.7	2.8	2.7	0.13
	1月	(0.15)	<0.06	0.75	<0.03	0.14	0.44	<0.012	<0.03	0.083	0.021	0.80	0.85	<0.06	9.4	3.6	0.31	1.6	0.045
2月	<0.06	<0.06	1.1	<0.03	0.18	0.51	(0.034)	<0.03	0.13	0.035	0.90	0.80	<0.06	6.4	3.6	0.82	1.4	0.042	
3月	(0.11)	<0.06	0.87	<0.03	0.17	0.72	<0.012	<0.03	0.16	0.041	1.3	1.2	<0.06	5.1	<0.6	0.80	1.9	0.025	
平成29年度(3月結果)		2.7	0.49	1.4	<0.03	0.24	2.6	<0.012	<0.03	0.30	0.092	3.3	2.9	<0.06	42	4.1	1.4	1.5	0.069
29年度本市平均値		0.86	0.12	0.88	<0.03	0.24	1.8	0.051	0.04	0.12	0.098	2.1	3.4	<0.06	20	3.5	0.83	2.0	0.066
環境基準等		* 200	* 200	* 3	** 10	** 18	* 150	** 2.5	** 2	** 1.6	-	5	0.8	4	** 140	0.25	** 6	** 40Hg	0.11

(注1) ( )内濃度は定量下限値未満検出下限値以上を、<付き濃度は検出下限値未満を示す。

(注2) 測定の前平均値は算術平均を用い、検出限界未満の場合は検出限界値の1/2として計算した。(JIS Z 8401)

(注3) 環境基準等欄における\*は環境基準を、\*\*は指針値を示す。

資 2-3 平成 29 年度ダイオキシン類大気調査結果

測定地点名	採取年月日	測定結果		平成28年度 平均値 (pg-TEQ/m3)	環境基準 (pg-TEQ/m3)
		測定値 (pg-TEQ/m3)	平均値 (pg-TEQ/m3)		
前橋カン・アビリティーズ (固定発生源周辺) 市街化調整区域	①	0.016	0.016	0.014	0.6
	②	0.016			
	③	0.015			
桂萱東小学校 (固定発生源周辺) 市街化調整区域	①	0.012	0.018	未測定	
	②	0.018			
	③	0.025			
前橋市大胡支所 (固定発生源周辺) 市街化調整区域	①	0.011	0.015	0.014	
	②	0.019			
	③	0.015			

①2017/5/11 ~ 2017/5/18

②2017/7/7 ~ 2017/7/14

③2018/1/12 ~ 2018/1/19

### 資料3 水質関係資料

資 3-1 (1) 地点別測定結果集計表 (健康項目)

(表中m/n以外の単位：mg/L)

水域名	桃ノ木川	広瀬川	広瀬川	荒砥川	粕川	利根川 上流(4)	滝川	染谷川	赤城大沼
地点名	笈井橋	新川橋	須永橋	奥原橋	粕川大橋	昭和大橋	滝川橋	染谷橋	湖心
地点統一番号	1000301	1000459	1000460	1000501	1000655	1001551	1020302	1020402	1050101
調査区分	通年	一般	一般	通年	一般	一般	一般	一般	通年
カドミウム	最大	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	m/n	0/12	0/4	0/4	0/12	0/4	0/4	0/4	0/1
	平均	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	最大	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	m/n	0/12	0/4	0/4	0/12	0/4	0/4	0/4	0/1
	平均	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	最大	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	m/n	0/12	0/4	0/4	0/12	0/4	0/4	0/4	0/1
	平均	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	最大	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	m/n	0/12	0/4	0/4	0/12	0/4	0/4	0/4	0/1
	平均	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	最大	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	m/n	0/12	0/4	0/4	0/12	0/4	0/4	0/4	0/1
	平均	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	m/n	0/12	0/4	0/4	0/12	0/4	0/4	0/4	0/1
	平均	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
メチル水銀	最大	<0.0005			<0.0005				
	m/n	0/2			0/2				
	平均	<0.0005			<0.0005				
ポリ塩化ビフェニル	最大	<0.0005			<0.0005				<0.0005
	m/n	0/2			0/2				0/1
	平均	<0.0005			<0.0005				<0.0005
ジクロロメタン	最大	<0.002			<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	m/n	0/2			0/2	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均	<0.002			<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	最大	<0.0005			<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	m/n	0/2			0/2	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均	<0.0005			<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,2-ジクロロエタン	最大	<0.0004			<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	m/n	0/2			0/2	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均	<0.0004			<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	最大	<0.002			<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	m/n	0/2			0/2	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均	<0.002			<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	最大	<0.004			<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	m/n	0/2			0/2	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均	<0.004			<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	最大	<0.1			<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	m/n	0/2			0/2	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均	<0.1			<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン	最大	<0.0006			<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	m/n	0/2			0/2	0/2	0/2	0/2	0/1
	平均	<0.0006			<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	最大	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
	m/n	0/2	0/4	0/4	0/2	0/4	0/4	0/4	0/1
	平均	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003

資 3-1 (2) 地点別測定結果集計表 (健康項目)

(表中m/n以外の単位: mg/L)

水域名	桃ノ木川	広瀬川	広瀬川	荒砥川	粕川	利根川 上流(4)	滝川	染谷川	赤城大沼
地点名	筑井橋	新川橋	須永橋	奥原橋	粕川大橋	昭和大橋	滝川橋	染谷橋	湖心
地点統一番号	1000301	1000459	1000460	1000501	1000655	1001551	1020302	1020402	1050101
調査区分	通年	一般	一般	通年	一般	一般	一般	一般	通年
テトラクロエチレン	最大	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	m/n	0/2	0/4	0/4	0/2	0/4	0/4	0/4	0/1
	平均	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロ プロペン	最大	<0.0005			<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/2	0/1
	平均	<0.0005			<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005
チラム	最大	<0.0006			<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/2	0/1
	平均	<0.0006			<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006
シマジン	最大	<0.0005			<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/2	0/1
	平均	<0.0005			<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005
チオベンカルブ	最大	<0.002			<0.002	<0.002		<0.002	<0.002
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/2	0/1
	平均	<0.002			<0.002	<0.002		<0.002	<0.002
ベンゼン	最大	<0.001			<0.001	<0.001		<0.001	<0.001
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/2	0/1
	平均	<0.001			<0.001	<0.001		<0.001	<0.001
セレン	最大	<0.005			<0.005	<0.005		<0.005	<0.005
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/2	0/1
	平均	<0.005			<0.005	<0.005		<0.005	<0.005
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	最大	6.5			7.0	8.7		1.1	5.1
	m/n	0/6			0/6	0/2		0/2	0/2
	平均	4.0			4.9	5.6		0.58	3.8
ふっ素	最大	0.10			0.08	0.07		0.12	0.31
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/2	0/2
	平均	0.10			0.07	0.05		0.10	0.23
ほう素	最大	0.08			0.10	0.04		0.07	0.22
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/2	0/2
	平均	0.05			0.07	0.04		0.06	0.15
1,4-ジメチル ベンゼン	最大	<0.005			<0.005				<0.005
	m/n	0/2			0/2				0/1
	平均	<0.005			<0.005				<0.005



資 3-2 (1) 地点別測定結果集計表 (生活環境項目)

水域名	桃ノ木川	桃ノ木川	桃ノ木川	桃ノ木川	広瀬川	広瀬川	広瀬川	広瀬川	
地点名	筑井橋	北代田橋	大宝橋	桃ノ木橋	第2号放水路制水門	十六本橋	新貝橋	広瀬新橋	
地点統一番号	1000301	1000352	1000353	1000355	1000451	1000455	1000456	1000458	
類型	B	B	B	B	B	B	B	B	
達成期間	□	□	□	□	□	□	□	□	
調査区分	通年	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	
pH	最大	8.0	7.7	7.7	8.0	7.6	7.5	7.6	8.2
	最小	7.2	7.2	7.4	7.6	6.5	6.7	6.8	6.9
	m/n	0/12	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
	平均	7.5	7.5	7.6	7.8	7.1	7.2	7.3	7.5
D.O	最大	14	14	14	13	13	13	14	14
	最小	8.8	9.7	9.3	9.3	10.0	9.9	9.9	9.9
	m/n	0/12	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
	平均	11	12	12	12	12	12	12	12
B.O.D	最大	1.6	0.7	1.1	1.2	0.5	0.6	0.7	0.7
	最小	0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	m/n	0/12	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
	75%値	1.2	0.6	0.9	0.9	<0.5	0.5	0.7	<0.5
C.O.D	最大	5.4	2.3	4.2	3.0	2.1	2.2	2.8	2.1
	最小	2.5	2.0	2.4	2.4	1.5	1.4	1.7	1.8
	m/n	/12	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	75%値	4.2	2.2	3.7	2.6	1.5	1.5	2.2	2.1
S.S	最大	15	7	13	8	11	9	10	14
	最小	1	4	2	2	2	3	3	3
	m/n	0/12	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
	平均	7	6	7	5	7	6	7	8
大腸菌群数	最大	33000	7900	7900	14000	7900	490	790	3300
	最小	2800	490	3100	1300	49	23	170	330
	m/n	5/6	1/4	2/4	2/4	1/4	0/4	0/4	0/4
	平均	14000	3900	5700	7000	2200	250	440	1600
全窒素	最大	9.9							
	最小	1.5							
	m/n	/6							
	平均	4.9							
全りん	最大	0.40							
	最小	0.087							
	m/n	/6							
	平均	0.19							
全亜鉛	最大	0.015							
	最小	0.004							
	m/n	0/6							
	平均	0.009							
ノニクマニール	最大	<0.00006							
	最小	<0.00006							
	m/n	0/4							
	平均	<0.00006							
LAS	最大	0.0084							
	最小	<0.0006							
	m/n	0/4							
	平均	0.0033							
底層D.O	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								

単位 (pH,m/n: なし、大腸菌群数: MPN/100mL、その他: mg/L)

※数値は日間平均値の最大・最小・平均 (BOD・CODは75%値)

資 3-2 (2) 地点別測定結果集計表 (生活環境項目)

水域名	広瀬川	広瀬川	荒砥川	荒砥川	荒砥川	荒砥川	荒砥川	荒砥川	
地点名	新川橋	須永橋	奥原橋	上荒砥橋	木三橋	曲輪橋	赤城温泉郷北	観音橋	
地点統一番号	1000459	1000460	1000501	1000551	1000553	1000554	1000555	1000556	
類型	B	B	A	A	A	A	A	A	
達成期間	□	□	□	□	□	□	□	□	
調査区分	一般	一般	通年	一般	一般	一般	一般	一般	
pH	最大	7.8	7.9	7.8	8.0	8.0	7.9	7.7	8.0
	最小	7.3	7.5	7.1	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7
	m/n	0/4	0/4	0/12	0/4	0/4	0/4	0/3	0/4
	平均	7.6	7.7	7.4	7.9	7.9	7.8	7.7	7.9
D.O	最大	13	14	13	12	12	11	11	12
	最小	9.5	9.6	8.0	8.8	8.7	8.4	9.4	9.1
	m/n	0/4	0/4	0/12	0/4	0/4	0/4	0/3	0/4
	平均	11	12	9.8	10	10	9.6	10	11
B.O.D	最大	2.0	1.8	5.7	5.8	5.8	6.1	1.9	7.5
	最小	<0.5	0.6	1.1	1.3	1.6	2.6	<0.5	1.6
	m/n	0/4	0/4	8/12	3/4	3/4	4/4	0/3	3/4
	75%値	0.7	1.5	3.7	3.3	4.3	3.8	1.9	3.2
C.O.D	最大	2.9	5.1	9.7	9.1	7.2	7.0	3.8	11
	最小	1.4	2.7	4.0	5.3	5.0	4.4	1.2	3.4
	m/n	/4	/4	/12	/4	/4	/4	/3	/4
	75%値	2.7	3.3	7.1	6.0	6.8	7.0	3.8	6.6
S.S	最大	12	8	26	24	16	23	2	26
	最小	1	2	5	10	7	3	<1	12
	m/n	0/4	0/4	1/12	0/4	0/4	0/4	0/3	1/4
	平均	7	5	12	16	11	12	1	19
大腸菌群数	最大	49000	13000	130000	14000	280000	33000	180	64000
	最小	4900	3300	17000	460	330	700	23	490
	m/n	2/4	3/4	6/6	3/4	3/4	3/4	0/3	3/4
	平均	20000	8000	48000	5700	90000	10000	84	19000
全窒素	最大			10					
	最小			3.7					
	m/n			/6					
	平均			6.9					
全りん	最大			0.76					
	最小			0.21					
	m/n			/6					
	平均			0.49					
全亜鉛	最大	0.006	0.010	0.020					
	最小	0.002	0.004	0.010					
	m/n	0/4	0/4	0/6					
	平均	0.004	0.007	0.017					
フェルロシム	最大	<0.00006		<0.00006					
	最小	<0.00006		<0.00006					
	m/n	0/4		0/4					
	平均	<0.00006		<0.00006					
L.A.S	最大	0.0094		0.0058					
	最小	<0.0006		<0.0006					
	m/n	0/4		0/4					
	平均	0.0031		0.0026					
底層D.O	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								

単位 (pH,m/n : なし、大腸菌群数 : MPN/100mL、その他 : mg/L)

※数値は日間平均値の最大・最小・平均 (BOD・CODは75%値)

資 3-2 (3) 地点別測定結果集計表 (生活環境項目)

水域名	粕川	粕川	粕川	利根川上流 (3)	利根川上流 (4)	藤沢川	寺沢川	滝川	
地点名	滝沢 不動尊北	庚申橋	粕川大橋	中央大橋	昭和大橋	上泉橋	牛橋	総社町 高架附近	
地点統一番号	1000653	1000654	1000655	1001452	1001551	1020101	1020201	1020301	
類型	A	A	A	A	A				
達成期間	□	□	□	□	イ				
調査区分	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	
pH	最大	7.7	8.1	8.2	7.6	7.6	8.3	7.7	7.6
	最小	7.5	7.9	7.8	7.4	7.3	8.1	7.5	7.4
	m/n	0/3	0/4	0/4	0/4	0/4	/4	/4	/2
	平均	7.6	8.0	8.0	7.5	7.5	8.2	7.6	7.5
DO	最大	12	12	12	14	14	13	13	11
	最小	9.6	8.9	9.2	9.4	9.5	9.1	8.8	9.5
	m/n	0/3	0/4	0/4	0/4	0/4	/4	/4	/2
	平均	11	10	10	12	12	11	11	10
BOD	最大	<0.5	0.6	3.5	2.1	1.4	2.8	2.2	1.0
	最小	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5
	m/n	0/3	0/4	1/4	1/4	0/4	/4	/4	/2
	75%値	<0.5	<0.5	0.7	0.9	0.9	1.4	1.0	1.0
COD	最大	4.3	2.6	4.7	5.9	2.8	5.9	4.4	3.1
	最小	0.6	1.7	2.3	1.1	0.9	3.1	2.4	1.1
	m/n	/3	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/2
	75%値	4.3	2.5	3.3	2.4	2.8	5.3	3.6	3.1
SS	最大	2	8	23	34	19	12	12	18
	最小	<1	<1	1	6	5	6	2	12
	m/n	0/3	0/4	0/4	2/4	0/4	/4	/4	/2
	平均	1	3	8	21	12	8	6	15
大腸菌 群数	最大	64	7000	33000	17000	13000	14000	33000	4600
	最小	23	1300	1700	490	1100	3300	7900	1300
	m/n	0/3	4/4	4/4	3/4	4/4	/4	/4	/2
	平均	45	4200	11000	5800	4300	7500	19000	3000
全窒素	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								
全りん	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								
全亜鉛	最大			0.007		0.006			
	最小			<0.001		0.002			
	m/n			0/4		0/4			
	平均			0.003		0.004			
ノニル フェノール	最大			0.00011		0.00007			
	最小			<0.00006		<0.00006			
	m/n			0/4		0/4			
	平均			0.00003		<0.00006			
LAS	最大			0.014		0.0007			
	最小			<0.0006		<0.0006			
	m/n			0/4		0/4			
	平均			0.0037		<0.0006			
底層 DO	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								

単位 (pH,m/n : なし、大腸菌群数 : MPN/100mL、その他 : mg/L)

※数値は日間平均値の最大・最小・平均 (BOD・CODは75%値)

資 3-2 (4) 地点別測定結果集計表 (生活環境項目)

水域名	滝川	滝川	染谷川	染谷川	端気川	端気川	菑川	清水川	
地点名	滝川橋	川曲新橋	妙見1号橋	染谷橋	柳橋	樋之滝橋	清内橋	前原橋	
地点統一番号	1020302	1020303	1020401	1020402	1020501	1020503	1020601	1020701	
類型									
達成期間									
調査区分	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	
pH	最大	7.7	7.8	8.1	8.2	7.6	8.3	8.4	7.9
	最小	7.5	7.6	7.8	7.9	6.9	7.3	7.1	7.6
	m/n	/2	/2	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	平均	7.6	7.7	8.0	8.1	7.3	7.8	7.7	7.7
DO	最大	11	11	13	13	13	14	16	14
	最小	9.1	9.0	8.3	8.7	9.8	9.7	9.7	9.3
	m/n	/2	/2	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	平均	10	10	11	11	11	12	12	11
BOD	最大	1.0	1.2	4.6	3.4	0.5	4.0	3.0	1.4
	最小	<0.5	0.9	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.7
	m/n	/2	/2	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	75%値	1.0	1.2	3.4	1.0	<0.5	1.6	0.7	1.1
COD	最大	3.6	5.2	6.3	9.2	1.8	8.9	4.5	3.2
	最小	1.9	3.7	1.8	2.9	1.2	2.4	1.6	2.3
	m/n	/2	/2	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	75%値	3.6	5.2	6.0	3.5	1.5	6.3	2.2	2.9
SS	最大	13	14	3	8	14	19	10	9
	最小	13	9	<1	2	2	2	2	1
	m/n	/2	/2	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	平均	13	12	2	4	7	10	6	6
大腸菌群数	最大	33000	7900	220000	17000	7900	33000	49000	11000
	最小	790	3300	11000	330	1700	1300	490	1300
	m/n	/2	/2	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	平均	17000	5600	68000	5500	5300	11000	13000	5600
全窒素	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								
全りん	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								
全亜鉛	最大	0.009			0.019				
	最小	0.003			0.002				
	m/n	/2			/4				
	平均	0.006			0.007				
フェノール	最大	<0.00006			0.00010				
	最小	<0.00006			<0.00006				
	m/n	/2			/4				
	平均	<0.00006			<0.00006				
LAS	最大	<0.0006			0.032				
	最小	<0.0006			0.0006				
	m/n	/2			/4				
	平均	<0.0006			0.011				
底層DO	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								

単位 (pH,m/n : なし、大腸菌群数 : MPN/100mL、その他 : mg/L)

※数値は日間平均値の最大・最小・平均 (BOD・CODは75%値)

資 3-2 (5) 地点別測定結果集計表 (生活環境項目)

水域名	八幡川	大穴川	桂川	神沢川	佐久間川	鳴沢川	山伏川	赤城白川	
地点名	山澤橋	荒砥川合流前	新中橋	近戸橋	満開橋	荒砥川合流前	船原橋	姫百合橋	
地点統一番号	1020801	1025501	1025701	1025801	1026051	1026201	1026701	1028751	
類型									
達成期間									
調査区分	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	
pH	最大	8.4	7.9	8.0	7.9	7.7	8.0	8.2	7.8
	最小	8.1	7.6	7.7	7.6	7.3	7.7	7.8	7.1
	m/n	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	平均	8.2	7.8	7.8	7.8	7.5	7.9	8.1	7.6
DO	最大	14	12	12	12	13	12.1	12	13
	最小	8.8	9.1	9.1	8.9	9.7	9.4	9.7	9.0
	m/n	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	平均	11	10	11	11	12	11	11	11
BOD	最大	5.0	6.6	1.3	5.9	1.2	1.4	0.5	1.2
	最小	<0.5	1.1	<0.5	0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5
	m/n	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	75%値	3.3	5.6	0.9	2.2	0.8	0.8	<0.5	0.6
COD	最大	16	10	4.2	8.8	4.5	6.0	3.3	4.1
	最小	2.4	2.7	2.3	2.8	2.0	1.7	2.1	1.5
	m/n	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	75%値	8.1	10	4.0	4.9	3.0	2.7	3.0	3.4
SS	最大	9	28	12	22	14	16	8	5
	最小	4	17	1	4	2	1	1	<1
	m/n	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	平均	7	23	4	11	8	8	4	3
大腸菌群数	最大	230000	22000	49000	13000	11000	11000	49000	490
	最小	23000	1700	79	330	490	1700	3300	7
	m/n	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	平均	98000	7900	14000	4700	4000	4200	17000	200
全窒素	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								
全りん	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								
全亜鉛	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								
ノニフエーリン	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								
LAS	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								
底層DO	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								

単位 (pH,m/n : なし、大腸菌群数 : MPN/100mL、その他 : mg/L)

※数値は日間平均値の最大・最小・平均 (BOD・CODは75%値)

資 3-2 (6) 地点別測定結果集計表 (生活環境項目)

水域名	赤城白川	赤城白川	細ヶ沢川	法華沢川	赤城大沼	
地点名	中白川橋	東竜橋	五反田橋	桃ノ木川合流前	湖心	
地点統一番号	1028752	1028753	1028851	1028951	1050101	
類型					A	
達成期間					□	
調査区分	一般	一般	一般	一般	通年	
pH	最大	7.9	8.0	8.6	8.1	8.1
	最小	7.7	7.7	7.8	7.8	7.0
	m/n	/4	/4	/4	/4	0/6
	平均	7.9	7.9	8.1	8.0	7.4
D O	最大	14	15	13	12	9.8
	最小	8.4	8.5	8.6	8.6	7.8
	m/n	/4	/4	/4	/4	0/6
	平均	11	11	11	10	8.6
B O D	最大	1.4	3.0	1.7	1.9	1.0
	最小	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	m/n	/4	/4	/4	/4	/6
	75%値	0.6	0.7	0.9	1.6	0.7
C O D	最大	4.7	5.5	4.3	4.7	3.9
	最小	2.2	2.2	2.5	1.5	2.6
	m/n	/4	/4	/4	/4	3/6
	75%値	3.7	3.5	4.0	3.3	3.7
S S	最大	17	20	28	10	3
	最小	3	1	<1	1	<1
	m/n	/4	/4	/4	/4	0/6
	平均	8	8	8	4	1
大腸菌群数	最大	7900	170000	49000	79000	2400
	最小	950	7900	310	110	1
	m/n	/4	/4	/4	/4	2/6
	平均	4800	51000	17000	22000	670
全窒素	最大					0.43
	最小					0.22
	m/n					/6
	平均					0.31
全りん	最大					0.048
	最小					0.004
	m/n					1/6
	平均					0.013
全亜鉛	最大					0.010
	最小					0.004
	m/n					0/6
	平均					0.007
ノニルフェノール	最大					<0.00006
	最小					<0.00006
	m/n					0/1
	平均					<0.00006
L A S	最大					<0.0006
	最小					<0.0006
	m/n					0/1
	平均					<0.0006
底層 D O	最大					9.5
	最小					<0.5
	m/n					/6
	平均					4.7

単位 (pH,m/n : なし、大腸菌群数 : MPN/100mL、その他 : mg/L)

※数値は日間平均値の最大・最小・平均 (BOD・CODは75%値)

資3-3 年度別公共用水域水質測定結果 BOD

水域名 (河川名)	地点名	類型	BOD (mg/L)									
			H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
			75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値
桃ノ木川	笄井橋	B	1.1	1.2	2	1.1	1.8	1.6	1.1	1.2	1.2	1.2
桃ノ木川	北代田橋	B	0.6	0.8	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6	0.8	0.6
桃ノ木川	大宝橋	B	0.7	0.9	0.6	0.8	0.7	0.9	0.9	0.7	1.3	0.9
桃ノ木川	桃ノ木橋	B	0.9	0.9	0.6	1.3	1.0	1.3	1.0	0.8	1.2	0.9
広瀬川	第2号放水 路制水門	B	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.5	<0.5
広瀬川	十六本橋	B	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.5
広瀬川	新貝橋	B	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.8	0.8	0.5	0.5	0.9	0.7
広瀬川	広瀬新橋	B	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.6	0.6	0.8	0.7	0.7	<0.5
広瀬川	新川橋	B	0.8	1	0.6	0.6	0.9	1.3	0.7	0.8	1.4	0.7
広瀬川	須永橋	B	1.1	1	0.9	0.9	0.9	1.4	0.8	0.7	1.1	1.5
荒砥川	奥原橋	A	5.1	4.8	6	6.7	6.1	6.2	3.6	5.3	4.7	3.7
荒砥川	上荒砥橋	A	1.9	2.3	2.9	3.9	4.3	2.6	4.8	2.9	3.3	3.3
荒砥川	木三橋	A	3.6	5.7	4.2	5.3	5.5	6.8	3.6	3.8	3.5	4.3
荒砥川	曲輪橋	A	5.8	7	6.8	5.4	7.2	6.4	4.5	3.6	6.2	3.8
荒砥川	赤城温泉郷北	A	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.5	0.5	1.9
荒砥川	観音橋	A	4.3	3.3	4.7	3.3	12	8.1	5.0	7.0	7.0	3.2
粕川	不動尊北	A	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.6	<0.5
粕川	庚申橋	A	0.8	1	0.9	1.2	0.9	0.8	1.0	1.0	1.2	<0.5
粕川	粕川大橋	A	1.3	1.5	1.7	1.8	1.4	2.2	2.1	1.4	1.6	0.7
利根川	中央大橋	A	0.5	<0.5	0.7	0.5	0.8	0.5	1.3	0.6	0.9	0.9
利根川	昭和大橋	A	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.5	<0.5	1.0	0.6	0.9	0.9
藤沢川	上泉橋	—	1.2	1.9	1.4	2.2	1.9	1.9	2.3	1.5	2.8	1.4
寺沢川	牛橋	—	1.8	1.7	1.6	1.7	1.7	1.8	1.2	1.1	1.3	1
滝川	総社町 高架付近	—	<0.5	<0.5	0.5	0.6	6.9	1.2	1.5	0.6	1.1	1
滝川	滝川橋	—	0.9	0.6	1	0.8	3.3	0.8	1.8	0.6	0.9	1
滝川	川曲新橋	—	0.6	0.6	1	1	5.1	0.8	2.0	1.2	1.4	1.2
染谷川	妙見1号橋	—	2.5	3.2	2.6	2.8	3.6	2.9	4.2	2.3	3.2	3.4
染谷川	染谷橋	—	1.4	1.9	1.4	1.6	2.3	1.6	3.3	1.6	3.5	1
端気川	柳橋	—	<0.5	0.5	<0.5	0.5	0.6	0.9	0.5	0.7	1	<0.5
端気川	樋之滝橋	—	1.1	1.1	0.9	1.1	1.5	1.3	1.4	2.1	1.4	1.6
蕪川	清内橋	—	0.6	0.5	0.5	0.5	0.7	0.8	0.7	0.7	0.9	0.7
清水川	前原橋	—	0.9	1	0.8	1	1.3	3.0	1.0	1.2	1.3	1.1
八幡川	山澤橋	—	3.5	7	7.5	9	11	5.2	1.7	7.9	8.0	3.3
大穴川	荒砥川合流前	—	2.1	4.3	16	4.9	6.5	4.2	3.5	3.7	10	5.6
桂川	新中橋	—	2.1	2.5	1.6	1.5	1.2	1.2	2.0	1.1	2.0	0.9
神沢川	近戸橋	—	1.5	1.8	1.9	1.8	1.4	2.6	1.5	0.9	1.4	2.2
佐久間川	満開橋	—	0.5	0.5	0.6	0.9	0.8	1.1	1.7	1.1	0.8	0.8
鳴沢川	荒砥川合流前	—	0.9	1	1.2	1	0.9	1.6	1.3	1.0	1.8	0.8
山伏川	船原橋	—	0.9	1	0.9	1	1.2	1.2	1.1	0.8	1.3	<0.5
赤城白川	姫百合橋	—	-	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.5	0.8	0.6
赤城白川	中白川橋	—	-	1.1	0.7	1	0.7	0.9	0.9	0.7	1.4	0.6
赤城白川	東竜橋	—	-	1.7	1.7	1.4	1.4	1.6	1.5	1.1	1.5	0.7
細ヶ沢川	五反田橋	—	-	7.7	1.7	1.1	1.4	1.6	1.0	0.9	1.8	0.9
法華沢川	桃ノ木川 合流前	—	-	2.8	1.8	1.2	2.3	1.9	2.1	1.4	2.1	1.6

資3-4 年度別公共用水域水質測定結果 COD

水域名 (湖沼名)	地点名	類型	COD (mg/L)									
			H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
			75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値
赤城大沼	湖心	A	-	3.8	3.4	3.2	3.6	3.4	3.3	2.8	3.2	3.7



資3-5 地下水概況調査結果

メッシュ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	37
所在地	富士塚町石井	川原町一丁目	小坂子町	鼻毛石町	粗山町中	大手町三丁目	日吉町一丁目	江木町	西大壺町	元総社町	鵜島町	三之宮町	宮地町	西大壺町
井戸深度 (m)	60	20	120	4	60	40	80	120	70	40	50	52	20	75
浅井戸・深井戸別	深井戸	浅井戸	深井戸	浅井戸	深井戸	浅井戸	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸	浅井戸	深井戸
用途	農業用水	生活用水	養魚用水	雑用水	農業用水	公園池用	ビル用水	ビル用水	親水用水	工業用水	農業用水	農業用水	農業用水	農業用水
採取月日	H29.11.29	H29.11.29	H29.11.30	H29.11.29	H29.11.29	H29.11.29	H29.11.29	H29.11.29	H29.11.30	H29.11.29	H29.11.30	H29.11.30	H29.11.30	H29.11.30
水温 (°C)	16.0	10.5	16.9	17.0	17.0	16.5	14.8	14.1	15.3	17.6	11.0	13.0	14.1	17.0
透明度 (cm)	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上
色相	透明	透明	透明	透明	透明	透明	透明	透明	淡黄色	透明	透明	淡黄色	淡黄色	透明
臭気	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し
検査項目	環境基準													
カドミウム	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全リン	検出されなかった	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
鉛	0.01mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	0.01mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
PCB	検出されなかった	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
シクロヘキサン	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス1,2-ジクロロエチレン	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
トランス1,2-ジクロロエチレン	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
0,002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,3-ジクロロプロパン	0.006mg/L以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
チウロム	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
シマジン	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
チオベンザルブ	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
水酸化素	1mg/L以下	<0.02	0.14	0.20	0.05	0.06	0.06	0.09	0.02	0.04	0.07	<0.02	0.08	0.29
フッ素	0.8mg/L以下	0.02	0.04	0.05	0.02	0.08	0.05	0.11	0.06	0.04	0.18	0.09	0.19	0.03
硝酸性窒素	合計	19	3.4	0.05	4.2	0.05	3.4	0.4	1.3	0.97	0.09	0.05	0.05	0.78
亜硝酸性窒素	10mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
クロロエチレン	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

健康項目

## 資3-6 地下水定期モニタリング調査結果一覧表

単位：mg/L

地点番号	所在地	採水年月日	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン
城東地区	前橋市西片貝町	H29.8.1	<0.0005	0.0030	<0.0005	—	—	—
	前橋市西片貝町	H30.2.14	0.0005	0.0044	<0.0005	—	—	—
	前橋市三俣町	H29.8.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	—
	前橋市三俣町	H30.2.14	<0.0005	0.0005	<0.0005	—	—	—
総社地区	前橋市総社町	H29.8.1	0.0005	—	—	<0.002	0.040	—
	前橋市総社町	H30.2.14	<0.0005	—	—	<0.002	0.042	—
	前橋市総社町総社	H29.8.1	0.0012	—	—	<0.002	0.022	—
	前橋市総社町総社	H30.2.14	0.0013	—	—	<0.002	0.023	—
芳賀地区	前橋市鳥取町	H29.8.1	0.022	—	—	<0.002	<0.004	—
	前橋市鳥取町	H30.2.14	0.021	—	—	<0.002	<0.004	—
	前橋市小神明町	H29.8.1	0.0069	—	—	<0.002	0.052	—
	前橋市小神明町	H30.2.14	0.0067	—	—	<0.002	0.057	—
六供地区	前橋市六供町	H29.8.1	0.0005	<0.0005	—	—	0.048	<0.0006
	前橋市六供町	H30.2.14	0.0005	<0.0005	—	—	0.047	<0.0006
	前橋市撈島町	H29.8.1	<0.0005	<0.0005	—	—	0.023	<0.0006
	前橋市撈島町	H30.2.14	<0.0005	<0.0005	—	—	0.025	<0.0006

## 環境基準

## 水道水質基準

トリクロロエチレン	0.01以下	0.01以下	1以下	0.1以下	0.04以下	0.006以下
テトラクロロエチレン	0.01以下	0.01以下	0.3以下(*)	0.1以下(*)	0.04以下	—

\*管理目標設定項目であり、水質基準値ではなく目標値が設定されています。

資3-7 場所別ダイオキシン類環境調査結果

(1) 河川ダイオキシン類環境調査結果

単位：pg-TEQ/L

番号	水域名	調査地点	毒性等量	水質環境基準値
1	桃ノ木川	筑井橋	0.12	1以下
2	滝川	滝川橋	0.12	
3	染谷川	染谷橋	0.097	
4	粕川	粕川大橋	0.15	

(2) 河川ダイオキシン類（底質）環境調査結果

単位：pg-TEQ/g

番号	水域名	調査地点	毒性等量	環境基準値
1	桃ノ木川	筑井橋	0.64	150以下
2	染谷川	染谷橋	0.23	
3	八幡川	山澤橋	0.61	
4	粕川	粕川大橋	0.15	

(3) 地下水ダイオキシン類環境調査結果

単位：pg-TEQ/L

番号	調査地点	毒性等量	環境基準値
1	ニ之宮町	0.050	1以下
2	宮地町	0.044	
3	西大室町	0.049	

## 資料4 騒音関係資料

資4-1 一般地域環境騒音（市街化区域）の推移（その1）

単位：dB(A)

測定地点番号	類型	測定区分(等級)	地域名	基準時間帯	測定結果					
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1	A	2	駒形町	昼	—	—	51	—	—	50
				夜	—	—	48	—	—	47
2	A	2	山王町一丁目	昼	—	45	—	—	46	—
				夜	—	38	—	—	36	—
3	A	2	川曲町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
4	A	1	大利根町二丁目	昼	—	42	—	—	45	—
				夜	—	36	—	—	38	—
5	A	2	広瀬町二丁目	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
6	A	2	箱田町	昼	45	—	—	49	—	—
				夜	38	—	—	39	—	—
7	A	2	上新田町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
8	B	3	六供町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
9	A	2	朝倉町四丁目	昼	—	—	48	—	—	47
				夜	—	—	40	—	—	43
10	C	3	江田町	昼	—	—	52	—	—	51
				夜	—	—	46	—	—	45
11	A	2	下石倉町 (小相木町一丁目)	昼	—	—	51	—	—	47
				夜	—	—	44	—	—	41

資 4-1 一般地域環境騒音（市街化区域）の推移（その2）

単位：dB(A)

測定地点番号	類型	測定区分(等級)	地域名	基準時間帯	測定結果					
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
12	B	2	六供町 (六供町一丁目)	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
13	A (C)	2	天川原町 (天川町)	昼	45	—	—	47	—	—
				夜	37	—	—	37	—	—
14	B	2	元総社町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
15	B	3	元総社町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
16	B	2	石倉町一丁目 (石倉町二丁目)	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
17	C	3	南町三丁目 (南町一丁目)	昼	50	—	—	51	—	—
				夜	43	—	—	44	—	—
18	B	2	文京町一丁目	昼	—	45	—	—	48	—
				夜	—	37	—	—	40	—
19	C	2	朝日町四丁目	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
20	A	2	元総社町	昼	—	46	—	—	48	—
				夜	—	44	—	—	42	—
21	B	1	大友町三丁目	昼	—	—	53	—	—	49
				夜	—	—	44	—	—	41
22	B	2	大友町二丁目 (石倉町五丁目)	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—

資 4-1 一般地域環境騒音（市街化区域）の推移（その3）

単位：dB(A)

測定地点番号	類型	測定区分(等級)	地域名	基準時間帯	測定結果					
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
23	C	2	大手町二丁目	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
24	C	3	城東町三丁目	昼	—	—	49	—	—	49
				夜	—	—	42	—	—	43
25	B	2	西片貝町五丁目	昼	—	48	—	—	49	—
				夜	—	43	—	—	43	—
26	B	2	平和町一丁目	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
27	B	2	日吉町三丁目	昼	—	—	48	—	—	47
				夜	—	—	42	—	—	38
28	A	2	総社町総社	昼	—	47	—	—	46	—
				夜	—	41	—	—	38	—
29	A	2	下小出町一丁目 (国領町二丁目)	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
30	B	2	北代田町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
31	A	1	堤町 (高井町一丁目)	昼	47	—	—	46	—	—
				夜	38	—	—	40	—	—
32	A	2	総社町植野	昼	—	—	46	—	—	49
				夜	—	—	39	—	—	40
33	A	2	下小出町三丁目	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—

資 4-1 一般地域環境騒音（市街化区域）の推移（その 4）

単位：dB(A)

測定地点番号	類型	測定区分(等級)	地域名	基準時間帯	測定結果					
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
34	A	2	荒牧町	昼	47	—	—	47	—	—
				夜	41	—	—	41	—	—
35	A	3	青柳町	昼	—	48	—	—	48	—
				夜	—	42	—	—	40	—
36	A	2	関根町三丁目	昼	—	—	49	—	—	51
				夜	—	—	45	—	—	45
37	A (B)	2	東善町 (駒形町)	昼	50	—	—	49	—	—
				夜	44	—	—	43	—	—
38	C	1	上大島町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
39	A	1	高花台二丁目	昼	—	—	48	—	—	43
				夜	—	—	39	—	—	37
40	A	2	川原町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
41	C	1	大渡町一丁目 (総社町桜ヶ丘)	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
42	C	2	元総社町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
43	C	3	表町一丁目	昼	—	—	51	—	50	—
				夜	—	—	43	—	43	—
44	C	2	荒牧町四丁目	昼	—	49	—	—	50	—
				夜	—	41	—	—	41	—

資 4-1 一般地域環境騒音（市街化区域）の推移（その5）

単位：dB(A)

測定地点番号	類型	測定区分(等級)	地域名	基準時間帯	測定結果					
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
45	A	2	上小出町一丁目 (上小出町二丁目)	昼	—	47	—	—	49	—
				夜	—	40	—	—	39	—
46	C	2	若宮町二丁目	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
47	C	2	大手町三丁目	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
48	C	2	大渡町一丁目	昼	—	46	—	—	47	—
				夜	—	43	—	—	39	—
49	C	2	六供町	昼	—	47	—	—	—	51
				夜	—	39	—	—	—	44
50	A	2	前箱田町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
51	C	4	上大島町 (天川大島町)	昼	54	—	—	55	—	—
				夜	46	—	—	46	—	—
52	C	3	大胡町	昼	45	—	—	42	—	—
				夜	36	—	—	35	—	—
53	B	2	堀越町	昼	—	41	—	—	38	—
				夜	—	34	—	—	34	—
54	B	2	茂木町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
55	A	2	下細井町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
56	B	2	富士見町小暮	昼	—	—	45	—	—	43
				夜	—	—	39	—	—	36

※測定区分（等級）は群馬県環境騒音測定調査実施要領に基づき、1等地点は毎年測定、2等地点は隔年測定、3等地点は5年に1度の測定地点とする。

※測定地点番号 41 はH16年度から、17、22、34、35 はH17年度から、11、16、29、31、37、45 はH18年度から、8、12 はH19年度から、51 はH20年度から測定地点を変更した。（括弧内は以前の測定地点）

※測定地点番号 52、53 はH17年度から、54、55 はH18年度から実施した。

※平成 22年度から測定地点数を見直し、市内 49箇所を3年ローテーションで測定することとした。



資 4-2 一般地域環境騒音（市街化調整区域）の推移（その1）

単位：dB(A)

測定地点 番号	類型	測定 区分 (等級)	地域名	基準 時間帯	測定結果					
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1	B	2	新堀町	昼	—	50	—	—	52	—
				夜	—	46	—	—	44	—
2	B	3	鶴光路町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
3	B	3	力丸町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
4	B	2	公田町	昼	—	—	49	—	—	47
				夜	—	—	41	—	—	41
5	B	1	宮地町	昼	52	—	—	52	—	—
				夜	42	—	—	41	—	—
6	B	3	中内町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
7	B	3	亀里町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
8	B	2	西善町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
9	B	3	下増田町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
10	B	3	櫛島町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
11	B	3	後閑町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—

資 4-2 一般地域環境騒音（市街化調整区域）の推移（その2）

単位：dB(A)

測定地点番号	類型	測定区分(等級)	地域名	基準時間帯	測定結果					
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
12	B	3	下大島町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
13	B	3	上増田町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
14	B	2	新井町	昼	—	48	—	—	45	—
				夜	—	48	—	—	42	—
15	B	2	朝倉町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
16	B	3	上大島町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
17	B	3	筑井町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
18	B	2	二之宮町	昼	—	—	50	—	—	46
				夜	—	—	45	—	—	41
19	B	3	女屋町	昼	—	44	—	—	50	—
				夜	—	38	—	—	38	—
20	B	2	今井町	昼	49	—	—	49	—	—
				夜	41	—	—	41	—	—
21	B	3	荒子町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
22	B	3	野中町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—

資 4-2 一般地域環境騒音（市街化調整区域）の推移（その3）

単位：dB(A)

測定地点番号	類型	測定区分(等級)	地域名	基準時間帯	測定結果					
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
23	B	3	富田町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
24	B	3	荒子町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
25	B	3	西大室町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
26	B	2	東片貝町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
27	B	2	堀之下町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
28	A	1	鶴が谷町	昼	47	—	—	45	—	—
				夜	40	—	—	36	—	—
29	B	2	下大屋町	昼	47	—	—	49	—	—
				夜	41	—	—	38	—	—
30	B	2	下沖町	昼	44	—	—	43	—	—
				夜	39	—	—	36	—	—
31	B	2	上泉町	昼	44	—	—	41	—	—
				夜	38	—	—	36	—	—
32	B	3	江木町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
33	B	3	泉沢町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—

資 4-2 一般地域環境騒音（市街化調整区域）の推移（その 4）

単位：dB(A)

測定地点番号	類型	測定区分(等級)	地域名	基準時間帯	測定結果					
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
34	B	2	端気町	昼	—	45	—	—	45	—
				夜	—	39	—	—	38	—
35	B	3	亀泉町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
36	B	2	青梨子町	昼	—	47	—	—	46	—
				夜	—	39	—	—	39	—
37	B	3	小神明町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
38	B	3	荻窪町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
39	B	2	上細井町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
40	B	3	勝沢町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
41	B	3	小坂子町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
42	B	3	田口町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
43	B	3	嶺町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
44	B	2	金丸町	昼	—	—	43	—	—	43
				夜	—	—	35	—	—	30

資 4-2 一般地域環境騒音（市街化調整区域）の推移（その5）

単位：dB(A)

測定地点番号	類型	測定区分(等級)	地域名	基準時間帯	測定結果					
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
45	B	2	鼻毛石町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
46	B	2	柏倉町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
47	B	2	粕川町女渕	昼	45	—	—	45	—	—
				夜	36	—	—	35	—	—
48	B	2	粕川町月田	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
49	B	2	滝窪町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
50	B	2	粕川町室沢	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
51	B	2	樋越町	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
52	B	2	鼻毛石町	昼	—	—	46	—	—	47
				夜	—	—	40	—	—	41
53	B	2	粕川町深津	昼	—	—	—	—	—	—
				夜	—	—	—	—	—	—
54	B	2	富士見町石井	昼	42	—	—	45	—	—
				夜	34	—	—	36	—	—

※測定区分（等級）は群馬県環境騒音測定調査実施要領に基づき、1等地点は毎年測定、2等地点は隔年測定、3等地点は5年に1度の測定地点とする。

※測定地点番号 45、46、47、48 はH17年度から、49、50、51、52、53 は平成 18 年度から実施した。

※測定地点番号 2、16、22、28、40 は平成 19 年度から測定地点を変更した。（括弧内は以前の測定地点）

※平成 22 年度から測定地点数を見直し、市内 49 箇所を 3 年ローテーションで測定することとした。

資 4-3(1) 道路に面する地域環境騒音の推移（定点）

単位：dB(A)

測定 地点 番号	地域の類型	地 点 名	時間帯	測定結果					
				24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
1	幹線交通 B 2 車線以上	田口町 国道 17 号線	昼	—	—	73	—	—	—
			夜	—	—	68	—	—	—
2	幹線交通 C 2 車線以上	朝日町四丁目 国道 50 号線	昼	—	—	—	—	—	70
			夜	—	—	—	—	—	65
3	幹線交通 B 2 車線以上	西片貝町一丁目 (主)前橋大間々桐生線	昼	—	—	—	—	—	—
			夜	—	—	—	—	—	—
4	幹線交通 B 2 車線以上	下佐鳥町 (主)高崎駒形線	昼	—	—	—	—	—	—
			夜	—	—	—	—	—	—
5	幹線交通 C 2 車線以上	問屋町 市道産業道路	昼	—	—	—	—	—	—
			夜	—	—	—	—	—	—

※地域の類型のうち

「幹線交通」は幹線交通を担う道路の指定（平成 11 年群馬県告示第 141 号）を受けた道路（高速自動車国道、一般国道、県道及び 4 車線以上の市道）に面する地域（2 車線以下の道路：道路端から 15m、2 車線を超える道路：道路端から 20m の距離に示す範囲）を表す。

また、「2 車線以上」は「2 車線以上の車線を有する道路に面する地域」「車線を有する」は「車線を有する道路に面する地域」をそれぞれ表す。

資 4-3(2) 道路に面する地域環境騒音の推移 (準定点)

単位 : dB(A)

測定 地点 番号	地域の類型	地 点 名	時間帯	測定結果					
				24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
6	幹線交通 B 2 車線以上	文京町 (主)前橋館林線	昼	—	—	68	—	—	—
			夜	—	—	62	—	—	—
7	幹線交通 B 2 車線以上	小島田町 国道 50 号線	昼	—	—	—	—	—	—
			夜	—	—	—	—	—	—
8	幹線交通 C 2 車線以上	紅雲町一丁目 (紅雲町二丁目) 国道 17 号線	昼	—	—	—	—	—	—
			夜	—	—	—	—	—	—
9	幹線交通 C 2 車線以上	城東町一丁目 (主)前橋大間々桐生線	昼	—	—	—	—	—	—
			夜	—	—	—	—	—	—
10	幹線交通 C 2 車線以上	三俣町三丁目 市道 東部環状線	昼	—	—	—	69	—	—
			夜	—	—	—	64	—	—
11	幹線交通 C 2 車線以上	池端町 関越自動車道	昼	—	—	—	—	62	—
			夜	—	—	—	—	55	—
12	幹線交通 C 2 車線以上	岩神町 前橋箕郷線	昼	—	69	—	—	—	—
			夜	—	64	—	—	—	—
13	幹線交通 B 2 車線以上	上佐鳥町 前橋玉村線	昼	—	—	62	—	—	—
			夜	—	—	54	—	—	—
14	幹線交通 B 2 車線以上	筑井町 藤岡大胡線	昼	—	—	71	—	—	—
			夜	—	—	68	—	—	—
15	幹線交通 C 2 車線以上	荒牧町 (川原町) 南新井前橋線	昼	—	—	70	—	—	—
			夜	—	—	63	—	—	—

資 4-3(3) 道路に面する地域環境騒音の推移 (準定点)

単位：dB(A)

測定地点番号	地域の類型	地 点 名	時間帯	測定結果					
				24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
16	幹線交通 A 2 車線以上	駒形町 北関東自動車道	昼	—	—	—	59	—	—
			夜	—	—	—	54	—	—
17	幹線交通 C 2 車線以上	千代田町一丁目 (主)前橋安中富岡線	昼	—	—	—	69	—	—
			夜	—	—	—	65	—	—
18	幹線交通 C 2 車線以上	新前橋町 (主)前橋高崎線	昼	—	—	—	—	—	—
			夜	—	—	—	—	—	—
19	幹線交通 B(A) 2 車線以上	堤町 (主)前橋西久保線	昼	—	—	68	—	—	—
			夜	—	—	62	—	—	—
20	幹線交通 B 2 車線以上	北代田町 津久田停車場前橋線	昼	—	68	—	—	—	—
			夜	—	62	—	—	—	—
21	幹線交通 B 2 車線以上	二之宮町 国道 17 号線 [上武国道]	昼	—	—	—	—	—	—
			夜	—	—	—	—	—	—
22	幹線交通 C 2 車線以上	南町三丁目 (主)前橋玉村線	昼	—	—	—	—	—	—
			夜	—	—	—	—	—	—
23	幹線交通 B 2 車線以上	上新田町 (主)前橋長瀬線	昼	—	67	—	—	—	—
			夜	—	62	—	—	—	—
24	幹線交通 C 2 車線以上	石倉町五丁目 総社石倉線	昼	—	—	—	—	—	69
			夜	—	—	—	—	—	62
25	幹線交通 C 2 車線以上	南町一丁目 市道江田天川線	昼	—	—	—	—	—	—
			夜	—	—	—	—	—	—



資 4-3(4) 道路に面する地域環境騒音の推移（準定点）

単位：dB(A)

測定地点番号	地域の類型	地名	時間帯	測定結果					
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
26	幹線交通 C 4車線以上	国領町二丁目 (国領町一丁目) 国道 17 号線	昼	—	—	—	—	—	—
			夜	—	—	—	—	—	—
27	幹線交通 B 2車線以上	二之宮町 国道 50 号線	昼	—	—	—	71	—	—
			夜	—	—	—	67	—	—
28	幹線交通 B 2車線以上	上細井町 (主)前橋赤城線	昼	—	—	—	—	—	—
			夜	—	—	—	—	—	—
29	幹線交通 C 4車線以上	南町一丁目 市道江田天川線	昼	—	—	—	—	—	—
			夜	—	—	—	—	—	—
30	幹線交通 C 2車線以上	総社町総社 (主)前橋伊香保線	昼	—	—	—	—	—	—
			夜	—	—	—	—	—	—
31	幹線交通 C 2車線以上	駒形町 (県)駒形柴町線	昼	—	—	—	—	—	—
			夜	—	—	—	—	—	—
32	幹線交通 B 2車線以上	元総社町 (県)足門前橋線	昼	—	—	—	—	—	—
			夜	—	—	—	—	—	—
33	幹線交通 B 4車線以上	ぬで島町 (主)前橋長瀬線 (ハイパス)	昼	—	—	70	—	—	—
			夜	—	—	65	—	—	—
34	幹線交通 B 2車線以上	金丸町 国道 353 号	昼	—	—	—	—	—	—
			夜	—	—	—	—	—	—
35	幹線交通 B 2車線以上	茂木町 (主)前橋大間々桐生線	昼	—	—	—	70	—	—
			夜	—	—	—	64	—	—

資 4-3(5) 道路に面する地域環境騒音の推移 (準定点)

単位 : dB(A)

測定地点番号	地域の類型	地 点 名	時間帯	測定結果					
				24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
36	幹線交通 C 2 車線以上	泉沢町 (主)伊勢崎大胡線	昼	—	—	—	64	—	—
			夜	—	—	—	58	—	—
37	幹線交通 C 4 車線以上	上小出町三丁目 国道 17 号線	昼	—	—	—	—	—	—
			夜	—	—	—	—	—	—
38	幹線交通 B 2 車線以上	今井町 国道 17 号線 [上武国道]	昼	—	—	—	—	53	—
			夜	—	—	—	—	50	—
39	幹線交通 B 2 車線以上	粕川町女渚 (県)三夜沢国定 停車場線	昼	—	—	—	—	66	—
			夜	—	—	—	—	57	—
40	幹線交通 B 2 車線以上	樋越町 (県)苗ヶ島飯土井線	昼	—	—	—	—	68	—
			夜	—	—	—	—	63	—
41	幹線交通 B 2 車線以上	河原浜町 (県)上神梅大胡線	昼	—	—	—	—	64	—
			夜	—	—	—	—	56	—
42	幹線交通 B 2 車線以上	馬場町 (県)上神梅大胡線	昼	—	—	—	—	68	—
			夜	—	—	—	—	60	—
43	幹線交通 B 4 車線以上	筑井町 国道 50 号線	昼	67	—	—	—	—	—
			夜	65	—	—	—	—	—
44	幹線交通 C 2 車線以上	若宮町二丁目 (若宮町一丁目) (主)前橋赤城線	昼	66	—	—	—	—	66
			夜	60	—	—	—	—	57
45	幹線交通 外 2 車線以上	苗ヶ島町 (主)大胡赤城線	昼	63	—	—	—	—	60
			夜	46	—	—	—	—	51

資 4-3(6) 道路に面する地域環境騒音の推移（準定点）

単位：dB(A)

測定地点番号	地域の類型	地名	時間帯	測定結果					
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
46	幹線交通 B 2車線以上	富士見町小暮 (富士見町田島) (主)渋川大胡線	昼	69	—	—	—	—	68
			夜	63	—	—	—	—	62
47	幹線交通 C 4車線以上	石倉町四丁目 (県)総社石倉線	昼	68	—	—	—	—	69
			夜	62	—	—	—	—	62
48	幹線交通 B 2車線以上	富士見町米野 (県)津久田停車場 前橋線	昼	62	—	—	—	—	62
			夜	51	—	—	—	—	53
49	幹線交通 B 4車線以上	江木町 国道 17 号線 [上武国道]	昼	—	61	—	—	—	—
			夜	—	60	—	—	—	—
50	幹線交通 B 2車線以上	樋越町 (主)前橋大間々桐生線	昼	—	69	—	—	—	—
			夜	—	65	—	—	—	—
51	幹線交通 C 4車線以上	総社町一丁目 産業道路	昼	—	65	—	—	—	—
			夜	—	59	—	—	—	—

※地域の類型のうち「幹線交通」は幹線交通を担う道路の指定（平成 11 年群馬県告示第 141 号）を受けた道路（高速自動車国道、一般国道、県道及び 4 車線以上の市道）に面する地域（2 車線以下の道路：道路端から 15m、2 車線を超える道路：道路端から 20mの距離に示す範囲）を表す。また、「2 車線以上」は「2 車線以上の車線を有する道路に面する地域」「車線を有する」は「車線を有する道路に面する地域」をそれぞれ表す。

※括弧内は以前の測定地点。

資 4-4 一般地域における環境基準達成率の推移

測定年度	地域の類型 (規制地域区分)	測定地点数	環境基準達成地点数 (達成率%)
平成 24 年度	A 類型 (1 種)	2	2 (100%)
	(2 種)	4	4 (100%)
	B 類型 (2 種)	7	7 (100%)
	C 類型 (3 種)	2	2 (100%)
	(4 種)	1	1 (100%)
		16	16 (100%)
平成 25 年度	A 類型 (1 種)	2	2 (100%)
	(2 種)	4	4 (100%)
	B 類型 (2 種)	8	6 (75.0%)
	C 類型 (3 種)	2	2 (100%)
	(4 種)	1	1 (100%)
		17	15 (88.2%)
平成 26 年度	A 類型 (1 種)	1	1 (100%)
	(2 種)	5	4 (80.0%)
	B 類型 (2 種)	7	7 (100%)
	C 類型 (3 種)	3	3 (100%)
	(4 種)	0	0 (-%)
		16	15 (93.8%)
平成 27 年度	A 類型 (1 種)	2	2 (100%)
	(2 種)	4	4 (100%)
	B 類型 (2 種)	7	7 (100%)
	C 類型 (3 種)	2	2 (100%)
	(4 種)	1	1 (100%)
		16	16 (100%)
平成 28 年度	A 類型 (1 種)	2	2 (100%)
	(2 種)	4	4 (100%)
	B 類型 (2 種)	8	8 (100%)
	C 類型 (3 種)	2	2 (100%)
	(4 種)	1	1 (100%)
		17	17 (100%)
平成 29 年度	A 類型 (1 種)	1	1 (100%)
	(2 種)	6	5 (83.3%)
	B 類型 (2 種)	6	6 (100%)
	C 類型 (3 種)	3	3 (100%)
	(4 種)	0	0 (100%)
		16	15 (93.8%)

## 資料5 特定施設届出状況

資 5-1 平成 29 年度環境関係法令及び県条例に基づく特定事業場数

区分 種別		法律 (社)	条例 (社)	公害防止 管理者 (社)	備 考
大 気	ばい煙	210	11	14	・公害防止統括者を選任している 事業場数 … 38 社
	粉じん	20	265	4	
水 質		639	0	16	・公害防止管理者を選任している 事業場数 … 41 社
騒 音		657	3	騒 14 振 15	
振 動		331	295	騒振 3	・公害防止責任者を選任している 事業場数 … 102 社
ダイオキシン		23	—	2	

※公害防止管理者騒音・振動区分については平成 18 年度より統合

資 5-2 平成 29 年度環境関係法令及び県条例に基づく届出件数

区 分		種 類	設 置	構造等 変 更	数変更	廃 止	氏名等 変 更	承 継	形質 変更等	報告書	計
大 気	ばい煙	法律	10	1	—	15	14	2	—	—	42
		条例	0	0	—	0	2	0	—	—	2
	粉じん	法律	0	0	—	0	3	0	—	—	3
		条例	2	0	—	1	4	1	—	—	8
水 質	法律	21	10	—	11	23	2	—	—	67	
	条例	0	0	—	0	0	0	—	—	0	
騒 音	法律	8	—	2	1	32	4	—	—	47	
	条例	0	—	1	0	0	0	—	—	1	
振 動	法律	5	—	8	0	18	1	—	—	32	
	条例	6	—	2	1	23	3	—	—	35	
土 壌	法律	—	—	—	—	—	—	38	26	64	
ダイオキシン	法律	2	0	—	0	3	2	—	13	20	
計			54	11	13	29	122	15	38	39	321

(特定建設作業関係)

区 分		計	合 計
騒 音	法律	41	42
振 動	法律	33	
	条例	9	

(公害防止組織関係) ※代理者を含む

	選 任	解 任
公害防止統括者	7	9
公害防止管理者	7	7
公害防止責任者	2	3
計	16	19

(特定粉じん排出等作業)

作業実施届出数	17
---------	----

## (大気汚染)

資 5-3 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の工場・事業場数及び施設数

施設番号	ばい煙発生施設名	工場・事業場数	施設数
1	ボイラー	127	403
5	溶解炉（金属の精錬または鍛造用）	3	5
6	加熱炉（金属の鍛練、圧延、熱処理用）	4	24
11	乾燥炉	15	29
13	廃棄物焼却炉	6	13
24	溶解炉（鉛の第2次精錬用）	1	9
計		146（*）	483

資 5-4 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の工場・事業場数及び施設数

施設番号	一般粉じん発生施設名	工場・事業場数	施設数
1	コークス炉	0	0
2	鉱物又は土石の堆積場	12	12
3	鉱物、土石又はセメントの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア	9	37
4	鉱物、土石又はセメントの用に供する破砕機及び磨砕機	10	18
5	鉱物、土石又はセメントの用に供するふるい	3	4
計		20（*）	71

\*重複有り（1つの工場・事業場に施設が複数設置されている。）

資 5-5 水質汚濁防止法に基づく排水量別特定事業場数（その1）

施設 番号	水 質 特 定 施 設 名	50m <sup>3</sup> /日以上		30m <sup>3</sup> /日以上		10m <sup>3</sup> /日以上		10m <sup>3</sup> /日未満		計
		うち有 害物質 を排出		うち有 害物質 を排出		うち有 害物質 を排出		うち有 害物質 を排出		
1-2	畜産農業又はサービス業の用に 供する施設	4	0	4	0	13	0	111	0	132
2	畜産食料品製造業の用に供する 施設	3	1	2	0	0	0	5	0	10
4	野菜又は果実を原料とする保存 食料品製造業の用に供する施設	5	0	1	0	1	0	6	0	13
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、 グルタミン酸ソーダ、ソース又は 食酢の製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	2	0	2
8	パン若しくは菓子の製造業又は 製あん業の用に供する施設	0	0	1	0	0	0	0	0	1
9	米菓製造業又はこうじ製造業の 用に供する洗米機	0	0	0	0	0	0	1	0	1
10	飲料製造業の用に供する施設	1	0	1	0	2	0	2	0	6
11	動物系飼料又は有機肥料の製造 業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	2	0	2
12	動植物油脂製造業の用に供する 施設	1	0	0	0	0	0	0	0	1
14	でん粉又は加工でん粉の製造業 の用に供する施設	1	1	0	0	0	0	0	0	1
16	めん類製造業の用に供する湯煮 施設	3	0	0	0	2	0	2	0	7
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供 する施設	6	0	1	0	1	0	19	0	27
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供す る施設	6	0	0	0	2	0	0	0	8
19	紡績業又は繊維製品の製造業若 しくは加工業の用に供する施設	0	0	0	0	1	0	1	0	2
21-3	合板製造業の用に供する接着機 洗浄施設	0	0	0	0	0	0	1	0	1
22	木材薬品処理業の用に供する施 設	0	0	0	0	0	0	2	0	2
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造 業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	1	0	1
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製 版業の用に供する施設	0	0	0	0	2	0	4	0	6
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	0	0	0	0	0	0	0	1
52	皮革製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	1	0	1
53	ガラス又はガラス製品の製造業 の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	3	0	3
54	セメント製品製造業の用に供す る施設	0	0	1	0	0	0	3	0	4
55	生コンクリート製造業の用に供 するパッチャープラント	0	0	0	0	0	0	4	0	4

資 5-5 水質汚濁防止法に基づく排水量別特定事業場数（その2）

施設 番号	水 質 特 定 施 設 名	50m <sup>3</sup> /日以上		30m <sup>3</sup> /日以上		10m <sup>3</sup> /日以上		10m <sup>3</sup> /日未満		計
		うち有 害物質 を排出		うち有 害物質 を排出		うち有 害物質 を排出		うち有 害物質 を排出		
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	2	0	0	0	0	0	4	1	6
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道のうちの浄水施設	0	0	0	0	1	0	1	0	2
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	8	6	0	0	4	1	5	2	17
66	電気めっき施設	1	1	2	2	0	0	0	0	3
66-3	旅館業の用に供する施設	3	0	7	0	15	0	56	0	81
66-4	共同調理場に設置されるちゅう房施設	4	0	0	0	2	0	1	0	7
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	4	0	0	0	0	0	0	0	4
66-6	飲食店に設置されるちゅう房施設	3	0	2	0	2	0	0	0	7
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	3	0	2	1	0	0	57	7	62
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	0	0	0	0	0	7	2	7
68-2	病院	3	1	0	0	0	0	0	0	3
69-3	地方卸売市場	1	0	0	0	0	0	0	0	1
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	0	2	0	2	0	4	0	8
71	自動式車両洗浄施設	1	0	1	0	11	0	101	0	114
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で総理府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	3	3	3	3	6	3	17	8	29
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0	0	0	1	0	2	0	4
71-4	産業廃棄物処理施設のうち、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの	1	0	0	0	0	0	1	0	2
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	0	0	0	1	1	0	0	1
72	し尿処理施設	40	0	1	0	1	0	0	0	42
73	下水道終末処理施設	2	0	0	0	0	0	0	0	2
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	0	0	0	0	0	0	0	1
合 計		112		31		70		426		639
		12		6		5		20		



資 5-6 騒音規制法に基づく特定施設数

施設番号	騒音特定施設名	工場・事業場数
1	金属加工機械 液圧プレス、機械プレス、など	97
2	空気圧縮機及び送風機	425
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	20
5	建設用資材製造機械 コンクリートプラント、アスファルトプラント	13
6	穀物用製粉機	1
7	木材加工機械 チップパー、帯のこ盤、丸のこ盤、かんな盤 など	178
9	印刷機械	55
10	合成樹脂用射出成形機	16
11	鋳造型機	1
計		657 (*)

資 5-7 群馬県の生活環境を保全する条例に基づく騒音特定施設数

施設番号	騒音特定施設名	工場・事業場数
3	ダイカストマシン	3
計		3

資 5-8 振動規制法に基づく特定施設数

施設番号	振動特定施設名	工場・事業場数
1	金属加工機械 液圧プレス、機械プレス など	93
2	圧縮機	237
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	20
5	コンクリートブロックマシン並びにコンクリート管製造機械 及びコンクリート柱製造機械	1
6	木材加工機械 ドラムバーカー、チップパー	16
7	印刷機械	28
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	2
9	合成樹脂用射出成形機	15
10	鋳造製造機	1
計		331 (*)

資 5-9 群馬県の生活環境を保全する条例に基づく振動特定施設数

施設番号	振動特定施設名	工場・事業場数
2	送風機	295
5	ダイカストマシン	3
計		297 (*)

\*重複有り (1つの工場・事業場に施設が複数設置されている。)

## 資料6 前橋市環境基本条例

平成12年前橋市条例第19号  
最終改訂 平成12年前橋市条例第60号

### 前 文

私たちのまち前橋は、雄大な赤城山を背景に利根川、広瀬川、桃ノ木川などの美しい流れと緑豊かな自然に恵まれ、市民の情熱とたゆまぬ努力により、北関東の中核都市として発展を遂げてきた。

しかしながら、本市においても、都市化の進展により、身近な自然が減少するとともに、大気汚染や水質汚濁あるいは廃棄物の増加などの環境問題が生じている。

また、私たちの日常生活や事業活動における便利さや豊かさの追求は、地球の温暖化やオゾン層の破壊など、地球環境に大きな負荷を与え、人類の存在基盤そのものを脅かすまでになっている。

もとより、恵み豊かな環境を享受することは、健康で文化的な生活を営む上での市民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは、私たちの責務でもある。

私たちは、自らの活動が私たちのまちや私たちと密接なつながりのある地域の環境、ひいては地球環境に与える影響の重大さを認識し、市、市民及び事業者が相互に協力しあって、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築を目指さなければならない。

そこで、私たちは、恵み豊かな環境を保全していくとともに、より良い環境を築き、人と自然が共生する環境・文化都市の創造を目指し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 典型7公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭をいう。

(基本理念)

- 第3条** 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要とする環境を確保するとともに、環境の恵みが将来の世代に引き継がれるように適切に行われなければならない。
- 2 良好な環境の保全及び創造は、人と自然が共生することができ、かつ、環境への負荷が少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会の構築を目指して、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

- 3 地球環境保全是、市、市民及び事業者のすべてが自らの課題であることを認識し、それぞれの日常生活及び事業活動において、相互に協力し、及び連携して推進されなければならない。

(市の責務)

**第4条** 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関し、地域の自然的・社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及びその実施に努めるものとする。

- 2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

(市民の責務)

**第5条** 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

**第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、自らの責任において、これに伴って生ずる公害の防止を図り、かつ、廃棄物を適正に処理し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において、環境に配慮した原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(環境への配慮の推進)

**第7条** 環境に著しい影響を与える土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を計画する者（環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び群馬県環境影響評価条例（平成11年群馬県条例第19号）の適用を受ける事

業を実施する者を除く。）は、その計画の立案に当たっては、環境影響評価法その他関係法令の規定に準拠して、良好な環境の保全及び創造に努めるものとする。

(年次状況書)

**第8条** 市長は、毎年度、環境の現状と良好な環境の保全及び創造に関して講じた施策について状況書を作成し、これを公表するものとする。

---

## 第2章 良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項

---

(基本方針)

**第9条** 良好な環境の保全及び創造に関する基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 典型7公害を含めた都市型公害の改善が進み、新たな環境汚染の発生が未然に防止されるまちづくりを行うこと。
- (2) 多様な生態系が維持され、市民に潤いと安らぎを与える自然環境が守られ、はぐくまれるまちづくりを行うこと。
- (3) 水と緑、歴史等の環境資源を有効に活用し、快適な環境が創出されるまちづくりを行うこと。
- (4) 地球規模の考えを持ち、環境への負荷の低減や循環型都市の形成に向けた取組が市内各所で行われるまちづくりを行うこと。
- (5) 市民及び事業者が主体的に良好な環境の保全及び創造に関する活動に参加するまちづくりを行うこと。

(環境基本計画)

**第10条** 市長は、前条の基本方針に基づき、前橋市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向、配慮指針その他の必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ前橋市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策と環境基本計画との整合)

**第11条** 市は、環境に影響を及ぼすと思われる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(市民等の意見を聴くための措置)

**第12条** 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たり、必要があると認めるときは、市民及び事業者の意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

**第13条** 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

**第14条** 市は、良好な環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、地域の特性、規制の効果及び影響等を考慮し、適切な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

**第15条** 市は、市民及び事業者が自ら行う環境への負荷の低減に係る施設の整備その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要があると認めるときは、経済的な助成措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備等)

**第16条** 市は、一般廃棄物処理施設、公共下水道等環境の保全に資する公共施設の整備その他環境の保全上の支障を防止するための事業の推進に努めるものとする。

2 市は、地域の特性及び環境資源をいかした良好な環境を創造するための公共施設の整備に努めるものとする。

(環境に関する教育及び学習)

**第17条** 市は、市民及び事業者が良好な環境の保全及び創造に関する理解を深め、これらの者の自発的な環境への負荷の低減等良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲の増進を図るため、環境に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の支援)

**第18条** 市は、市民及び事業者が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

**第19条** 市は、良好な環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

(調査及び研究)

**第20条** 市は、環境の現状の把握、環境の変化の予測その他良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な事項の調査及び研究を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

**第21条** 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

---

### 第3章 地球環境保全の推進

---

**第22条** 市は、地域の良好な環境の保全及び創造を通じて地球環境保全に貢献することを基本とし、市民及び事業者と協働して地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

2 市は、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

---

### 第4章 環境審議会

---

**第23条** 良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、前橋市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 行政機関の職員

- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。  
ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 7 前各号に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

---

## 附 則

---

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 前橋市環境審議会条例（平成6年前橋市条例第35号）は、廃止する。

## 資料7 環境・公害関係用語

(環境一般)

**公害**…事業活動その他、人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいいます。また、以上の7つの公害のことをさして通常「典型7公害」と呼んでいます。

**環境基準**…大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音及び振動に係る環境上の条件について、人の健康の保護及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、環境基本法で定められています。これは行政上の目標であり、また、汚染の未然防止の指針となるものです。

**環境影響評価(アセスメント)**…開発行為の実施に先立ち、生態系その他の環境に与える影響を予測、評価し、さらに予防策や代替案を比較検討することをいい、開発行為の環境に対する影響を事前に予知し、その悪影響を防止、制御することを目的として実施するものです。

**用途地域**…都市計画法に基づき、都市計画区域に定められる地域で、市街地の建築物をそれぞれの用途ごとに合理的に配置することにより、機能の混在を防ぐとともに良好な環境を確保しようとするものです。第一種低層住居専用、第二種低層住居専用、第一種中高層住居専用、第二種中高層住居専用、第一種住居、第二種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域及び田園住居の13地域が定められていますが、このうち前橋では、第二種低層住居専用地域及び田園住居を除く11用途の指定となっております。用途地域内における建築物、工作物については建築基準法等により種々制限が加えられています。なお、騒音、振動及び悪臭に係る規制は、用途地域により規制区域、基準値が定められています。

**ppm(parts per million)**…100万分の1を示す単位で、大気汚染や悪臭の汚染濃度や含有率を表示するのに使用する単位です。1 ppmとは、 $1\text{ m}^3$ の中に汚染物質が $1\text{ cm}^3$ 含まれていることを示します。

**μg(マイクログラム)**… $1\text{ }\mu\text{g}$ は $1\times 10^{-6}\text{ g}$ (100万分の1グラム)を表します。

**ng(ナノグラム)**… $1\text{ ng}$ は $1\times 10^{-9}\text{ g}$ (10億分の1グラム)を表します。

**pg(ピコグラム)**… $1\text{ pg}$ は $1\times 10^{-12}\text{ g}$ (1兆分の1グラム)を表します。

(大気・水質関係)

**ばい煙**…物の燃焼などに伴い発生する硫黄酸化物、ばいじんその他の窒素酸化物など有害物質をいいます。

**硫黄酸化物(SOx)**…重油など硫黄分を含む化石燃料が燃焼して生じた二酸化硫黄、三酸化硫黄などの総称です。無色の刺激性の強い気体で粘膜や呼吸器を刺激し、慢性気管支炎など呼吸器系疾患の原因となります。上空で酸化されると硫酸塩となり、大気中の雨に溶けて酸性雨の原因になると考えられています。産業由来のほか火山ガスにも含まれています。

**K値規制**…大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の濃度を規制し、煙突の高さに応じて許容排出量を定めるもので、いわゆる排出物質の濃度規制といわれる方式です。

**窒素酸化物 (NOx)**…燃焼一般に伴って発生し、燃焼段階で燃料中の窒素が酸化されたり、空気中の窒素が酸化され生成される物質で、一酸化窒素、二酸化窒素などの総称です。発生源として自動車、ボイラーなど広範囲にわたっており、二酸化窒素は肺深部及び肺毛細管まで侵入するため、肺に対する毒性が強い物質です。大気中で酸化され硝酸塩となり、雨水に溶けると酸性雨になるとされています。

**塩化水素**…石油中に含まれる少量の塩素や大量に廃棄されているプラスチック（ポリ塩化ビニルなど）の中に含まれる塩素がその燃焼に伴って放出されたもの。

**粉じん**…物の粉碎・選別その他機械的処理または堆積に伴い発生・飛散する物質を粉じんといいます。粉じんのうちアスベスト（石綿）のように健康に係る被害を生じるおそれのある物を特定粉じんといい、それ以外の粉じん（一般粉じん）と区別しています。

**浮遊粒子状物質 (spm)**…発生源は土砂等の飛散、固体物質の破碎によるもの、また燃焼過程から出るものなど多種多様ですが、これら微粒子の大きさが  $10\ \mu\text{m}$ 以下のものを浮遊粒子状物質と呼んでいます。比較的長期間大気中に滞留して呼吸器系深部まで侵入し肺胞に残留するなど悪影響を与えます。

**微小粒子状物質**…PM2.5とも言い、大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒子の小さいものことです。（粒径2.5マイクロメートル以下の微小粒子状物質）

**降下ばいじん**…大気中に浮遊する粒子状物質のうち、比較的粒径が大きく、自重または雨水に含まれて降下する物のことです。

**光化学オキシダント**…大気中の窒素酸化物、炭化水素などが強い紫外線により光化学反応を起こして生じる、オゾン ( $\text{O}_3$ ) パーオキシアシルナイトレイト (PAN) などの酸化性物質（オキシダント）の総称です。強力な酸化作用を持ち、健康被害を引き起こす大気汚染物質です。

**酸性雨**…大気中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物などが空気中の水分あるいは雨と作用し、雨水が酸性化されたもので、通常大気中の二酸化炭素が雨水に溶けて飽和になったときのpH=5.6より低い場合をいいます。

**Nm<sup>3</sup> (Nm<sup>3</sup>/h)**…（1時間当たりの）排出ガス量（気体量）を表す単位で、温度が零度、圧力が1気圧の状態に換算したガス量のことです。

**一酸化炭素**…酸素不足の状態でものが燃焼する際（不完全燃焼）、発生する無色・無臭の気体であり、血液中のヘモグロビンと結合しカルボニルヘモグロビンを形成して酸素運搬を阻害し、中枢・末梢神経の麻痺症状を起こさせます。主な発生源は、自動車の排出ガスや化石燃料を使用する施設があります。

**ダイオキシン**…一般に、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) の総称。ダイオキシン類対策特別措置法においては、上記のPCDD及びPCDFに加えて、コプラナーPCBを含めて“ダイオキシン類”と定義されています。200種類以上の異性体があるが、このうち毒性があるとみなされているのは29種類です。ダイオキシン類は、ごみの焼却や火葬場、森林火災、火山活動等で発生しますが、ベトナムで米軍が使用した枯葉剤や過去に国内で使用された農薬にも不純物として含まれていました。わが国では、ダイオキシン類対策特別措置法で大気や公共用水域の水質などに環境基準を設定し監視を強化するとともに、廃棄物焼却炉を特定施設として規制し排出基準を設けてダイオキシン類の排出の抑制・削減が図られてきております。

**ポリ塩化ビフェニル (PCB)** …不燃性で、化学的にも安定しており、熱安定性にもすぐれた物質で、その使用範囲は、絶縁油、潤滑油・ノンカーボン紙など多方面ですが、カネミ油症事件でその毒性の強さが認識されました。また、コプラナーPCBはダイオキシンと変わらない毒性があることから、ダイオキシン類としてダイオキシンと同様な扱いをしています。

**内分泌かく乱化学物質 (環境ホルモン)** …人や野生生物の内分泌作用をくるわせ、生殖機能を阻害したり、悪性の腫瘍等を引き起こす可能性のある化学物質のことをいいます。これらの物質はプラスチックの可塑剤や農薬等に用いられているもので、その環境中での挙動や生物に対する影響等が調査・研究されています。

**トリクロロエチレン**… $\text{C}_2\text{HCl}_3$  クロロホルムに似た臭気のある無色の液体。不燃性で有毒。日光にはあまり安定性がなく、水に溶けず、有機溶媒とは大体混合します。ゴム、樹脂、塗装の有効な溶剤です。

**テトラクロロエチレン**… $\text{C}_2\text{Cl}_4$  無色の液体。不燃性で金属を侵さず、洗浄剤、脂肪や樹脂の溶剤として使います。

**ベンゼン**… $\text{C}_6\text{H}_6$  無色の液体。特有の臭気を持ち、燃えやすく有毒。発ガン性が指摘されており白血病の原因となります。溶媒としてまた芳香族化合物合成の原料として広い用途があります。

**塩化ビニルモノマー**… $\text{H}_2\text{C}=\text{CHCl}$  無色の気体。ポリ塩化ビニル、塩化ビニリデン-塩化ビニル共重合体、アクリロニトリル-塩化ビニル共重合体、酢酸ビニル-塩化ビニル共重合体等の製造に用いるほか、塩化ビニリデンの原料となります。

**クロロホルム (トリクロロメタン)** … $\text{CHCl}_3$  無色の液体で、蒸気には甘味があり、麻酔作用があります。麻酔剤および溶媒として用います。紫外線等により徐々に分解し、有毒なホスゲンを生じます。このため着色びんに密栓して光線をさえぎって貯蔵する必要があり、またホスゲンの生成を防ぐため、市販品にはふつう0.5~1%のエチルアルコールが安定剤として加えてあります。発ガン性が指摘されています。

**ジクロロメタン**… $\text{CH}_2\text{Cl}_2$  メタンの2塩素置換体。トリクロロエチレン等の代替溶剤等に使われています。

**1,3-ブタジエン**… $\text{CH}_2=\text{CHCH}=\text{CH}_2$  無色無臭の可燃性気体。アルミナ-酸化クロムなどの触媒でn-ブタン、ブテンを脱水素するか、または石油留分を熱分解して得られます。スチレン-ブタジエンゴムなどの種々の合成ゴムの原料として使います。

**アクリロニトリル**… $\text{CH}_2=\text{CHCN}$  特異臭をもつ無色の液体で猛毒。発ガン性が指摘されています。ふつうの有機溶媒と混ざります。空気と混和すると爆発します(3~17%)。重合しやすいので合成繊維あるいは合成ゴム、合成樹脂として用いられるほか、グルタミン酸ナトリウムや還元2量体によるアジポニトリルなどの合成原料となります。

**1,2-ジクロロエタン (塩化エチレン)** … $\text{C}_2\text{H}_4\text{Cl}_2$  エタンの2塩素置換体。1,1-ジクロロエタンとは構造異性体。塩化ビニルモノマー等の原料、溶剤等に使われています。

**1,1,1-トリクロロエタン**… $\text{CCl}_3\text{CH}_3$  金属の常温洗浄、ドライクリーニング用溶剤等に使われています。大気中で比較的安定で広域に飛散し、オゾン層破壊の原因物質の一つといわれています。

**1,1,2-トリクロロエタン**… $\text{C}_2\text{H}_3\text{Cl}_3$  溶剤、1,1-ジクロロエチレンの原料、粘着剤等に使われています。



**1,1-ジクロロエチレン**… $\text{Cl}_2\text{C}=\text{CH}_2$  塩化ビニリデン樹脂の原料に使われています。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンの分解により生成します。

**シス-1,2-ジクロロエチレン**… $\text{ClHC}=\text{CHCl}$  溶剤、染色抽出剤等に使われています。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンから還元状態で生成するといわれています。

**1,3-ジクロロプロペン**… $\text{ClCH}=\text{CHCH}_2\text{Cl}$  土壌くん蒸剤、殺線虫剤におもに使われています。

**アセトアルデヒド (エタナール)** … $\text{CH}_3\text{CHO}$  刺激臭を持つ無色の液体。水、アルコール、エーテルと任意の割合で混合します。希アルカリの作用でアルドール縮合をおこしてアルドールを生じ、濃アルカリと加熱するとアルデヒド樹脂と呼ぶ褐色の物質となります。

**ホルムアルデヒド (メタナール)** … $\text{HCHO}$  刺激臭のある無色の気体。水によく溶けます。37%水溶液はホルマリンといい、殺菌防腐剤として用いられます。皮革製造や写真乾板を作る際に用いられます。またベークライトなどのようなフェノール樹脂をつくるなどの用途があります。発がん性が指摘されています。

**ニッケル**… $\text{Ni}$  銀白色、鉄と同様に延性、展性に富み、鍛造、鍛接ができます。強磁性。空気、湿気に対して鉄よりも安定。微粉末は発火性。高温で塩素、臭素と作用します。一酸化炭素と反応してテトラカルボニルニッケル (猛毒) を生成します。塩酸、硫酸、希硝酸に溶けますが濃硫酸には不動態をつくり侵されません。アルカリ水溶液に溶けません。ステンレス鋼材、超ニッケル合金 (耐食、断熱材として重要)、ニッケル合金の原料となります。また、メッキにも使用されます。さらに、触媒としての用途もあります。

**ベリリウム**… $\text{Be}$  銀白色、常温ではもろいが、高温で延性、展性があります。化学的性質はマグネシウムあるいはアルミニウムに類似。空気中では表面だけが酸化されて皮膜をつくります。高温では速やかに酸化されます。粉末なら燃焼します。水素とは $1000^\circ\text{C}$ 以上でも反応しません。酸化被膜をつくるため水とは $100^\circ\text{C}$ でも反応しません。ベリリウム-銅合金、X線管の窓、原子炉減速材などに用います。粉じんを吸い込むと猛毒。ベリリウム化合物は有毒な化合物が多いので体内にとりこまないよう注意を要します。

**マンガン**… $\text{Mn}$  銀白色の金属。温度によって結晶構造が変化します。空気中では表面が酸化されます。高温では四塩化三マンガンを生じ、粉末は強熱すると発火することもあります。多くの元素と直接作用します。水とは徐々に反応。酸に易溶。銅の脱酸剤、脱硫剤、銅アルミニウムなどの合金の添加元素。マンガニン、モネルなどの合金成分として使用します。

**クロム**… $\text{Cr}$  銀白色。常温では安定で空気、水に作用されません。 $600\sim 900^\circ\text{C}$ に熱すると酸化皮膜を生じます。強熱すればハロゲン、窒素と直接に反応します。塩酸、希硫酸に可溶。濃硝酸、王水に対しては不動態となります。各種合金 (ステンレス鋼、耐熱合金など) 製造のほか、めっきにも広く用いられます。可溶性化合物は一般に体内に入ったり粘膜に触れたりすると毒性を示します。特に6価のクロムは強い毒性を示します。

**ヒ素**… $\text{As}$  灰色、黄色、黒色の3種の同素体があります。化学的性質はリンに類似していますが、常温の空気中では変化しません。 $400^\circ\text{C}$ で青白い炎をあげて燃え、酸化ヒ素(III)となります。濃硫酸、濃硝酸に溶け、亜ヒ酸、ヒ酸となります。単体 (蒸気や粉じん)、ヒ素化合物とも猛毒です。 $\text{GaAs}$ 、 $\text{InAs}$ などの化合物半導体の成分、鉛、銅の合金成分として用いられます。

**シアン**… $\text{CN}$  青酸カリ等で知られる有害物質であり、メッキ工場、金属精錬加工所等で使用され

ており、ガス体のものはシアン化水素（HCN）となります。

**鉛**…Pb 軟質金属で、ガス管、蓄電池等に使用されています。主な発生源は、鉛精錬工場、化学工場、ガラス製品製造工場、蓄電池工場、メッキ工場等です。人体に対する毒性は、急性的なものより累積的毒性ですが、大量の鉛が体内に入ると急性中毒を起こして、腹痛、嘔吐、下痢等が現れ、激しい胃腸炎等により死亡することもあります。

**カドミウム**…Cd やや青みをおびた銀白色の金属で、亜鉛鉱物に伴って少量産出します。主な発生源は、亜鉛冶金工場、カドミウム精錬工場等です。カドミウムは体内に累積性があり、肝臓及び腎臓障害を生じます。イタイイタイ病はカドミウムの慢性中毒により腎尿細管に病変が起こり、その際、吸収機能が阻害され、カルシウムが失われて軟骨化症をおこすためと考えられています。

**セレン**…Se 灰色の光沢のある固体であり、室温で安定しています。ガラス、半導体材料などに使われています。魚介類への濃縮性は低いとされています。

**総水銀**…Total Hg 有機、無機、金属など、水銀全体の化合物のことをいいます。

**アルキル水銀**…R-Hg メチル水銀などの有機水銀で水俣病の原因とされており、アルキル水銀を含む魚介類を長期に摂取すると、慢性中毒となり、知覚、聴覚、言語障害、視野の狭さく、手足の麻痺などの中枢神経障害などを起こして死亡する場合があります。

**有機リン**…R-P 水質汚濁防止法で健康項目として取り上げていましたが、現在は農薬のうちE/P/Nだけが、要監視項目として指定されています。有機リンは浸透力が強く体内に取り込まれると、頭痛、めまい、手足のしびれなどの症状が出、ときには死を招きます。

**チウラム**… $[(CH_3)_2NCS-]_2S_2$  硫黄殺菌剤として広く使われています。農薬のほかに、ゴムの加硫促進剤として使われています。

**シマジン(CAT)**… $ClC_3N_3(NHC_2H_5)_2$  トリアジン系除草剤として、野菜、豆類、芝等に使われています。

**チオベンカルブ（ベンチオカーブ）**… $(C_2H_5)_2NCOSCH_2C_6H_4CCl$  チオールカバート系除草剤として、稲、野菜、豆類等に使われています。

**硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素**…窒素化合物のうち、硝酸性塩として含まれている窒素で、窒素肥料や家畜のふん尿、工場排水等に含まれる窒素が環境中で微生物に分解されて生成する硝酸性窒素と中間生成物の亜硝酸性窒素があります。硝酸性窒素は体内で亜硝酸性窒素に還元され、亜硝酸窒素は血液中のヘモグロビンと結合し酸欠状態となる「メトヘモグロビン血症」を引き起こします。

**ふっ素**…非金属元素のハロゲン元素に属し、地殻の構成要素であるため自然界に普遍的に存在し、海水、温泉水、河川水、地下水や多くの食品や歯磨き粉にも含まれています。WHOで人にとっての必須元素に認定されていますが、過剰に摂取すると歯や骨に悪影響を与えます。

**ほう素**…高融点かつ高沸点な硬くてもろい固体で、金属元素と非金属元素の中間の性質を示す半金属元素です。人や動物に対しては食塩と同程度に無毒な物質ですが、植物では高濃度のほう素を含む土壌では葉の壊死などの障害が発生し、昆虫に対しては強い毒性があります。

**1,4-ジオキサン**…常温常圧において無色透明の液状有機化合物で、水と混合し易い性質を持っています。また、可燃性があり危険物第4類に指定されています。環境中では分解しにくく、動

物に対する急性毒性が認められています。

**公共用水域**…河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいいます。

**一般項目(生活環境項目)**…水質汚濁に係る環境基準のうち、「生活環境の保全に関する環境基準」に定められている項目を指し、河川の場合は、pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数となっており、海域の場合は、pH、COD、SS、DO、n-ヘキサン抽出物質(油分)となっています。

**健康項目**…水質汚濁に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」に定められているシアン、アルキル水銀、カドミウム、鉛、クロム(6価)、ヒ素、総水銀、PCB等、全27項目です。これらの物質は、慢性あるいは、急性毒性が強く、人の健康を阻害する物質です。

**水素イオン濃度(pH)**…水の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標であり、水素イオン濃度の逆数の常用対数をpH単位としてあらわすものをいいます。pH7で中性を、それ以下は酸性、それ以上はアルカリ性を示します。

**生物化学的酸素要求量(BOD)**…水中の汚濁物が水中のバクテリアによって分解されるときに必要な酸素の量をいい、水質汚濁が著しいほど数値が大きくなります。河川の汚濁状況を表すときに用いられます。

**化学的酸素要求量(COD)**…水中の有機物を化学的に酸化するときに必要な酸素の量をいいBODと同様に水質汚濁の指標とされ、水質汚濁が著しいほど数値が大きくなります。海域及び湖沼の汚濁状況をあらわすときに用いられます。

**溶存酸素(DO)**…水の自浄作用や水生生物の生存に必要とされる酸素が水中に溶けている量です。水質汚濁が著しいほど数値が小さくなりますが、富栄養化した湖沼などでは藻類の炭酸同化作用により高い数値を示すこともあります。

**浮遊物質(SS)**…水中に浮遊する物質の量をいいます。各種排水からの不溶性物質などからなり、数値が大きいほど水質汚濁が著しく、水の濁りの原因となり、SSが大きくなると魚類に対する影響があらわれます。

**大腸菌群数**…大腸菌とは、乳糖を分解し、酸とガスを形成する好気性又は嫌気性の菌をいいます。大腸菌が水中に存在することは、人畜のし尿などで汚染されている可能性を示すものです。

**ノルマルヘキサン抽出物質**…ノルマルヘキサンにより抽出される、水中に含まれる親油性の有機物質の総称で、通称油分と呼ばれます。

(騒音・振動関係)

**特定建設作業**…建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音、振動を発生するもので、政令で指定された「作業」のことです。

**騒音レベル**…JISC1502(普通騒音計)で測定した聴感補正ずみの騒音レベル、単位はdB(A)(デシベル)です。

**振動レベル**…JISC1510(振動レベル計)で測定した振動感覚補正ずみ振動加速度、単位は騒音同様dBで表します。

**中央値**…全測定値を大小順に並べ累積度数曲線をひいたとき、累積度数の50パーセント目に相当する値が中央値であり、L50と表したりします。そのレベルより高いレベルと低いレベルの時間が等しいことを意味します。

**90%レンジ**…中央値と同様に累積度数曲線をひき、その上端及び下端の5%を除いた変動幅のことで、この変動幅の両端を90%レンジの上端値(L5)、下端値(L95)とといいます。

**等価騒音レベル (Leq)**…騒音のエネルギーの平均値を示します。

**暗騒音 (暗振動)**…ある音 (振動) を対象として考える場合、その音 (振動) がないときのその場所における騒音 (振動) を、対象としているものに対していいます。

(悪臭関係)

**悪臭除去法**…燃焼脱臭法、接触酸化触媒法、オゾンによる酸化法、酸・アルカリ洗浄法、イオン交換樹脂法、電極法、水洗法、吸着法などがあります。

**三点比較式臭袋法 (官能試験法)**…発生源の悪臭を採取し、別に用意した3個の無臭空気を入れた袋の1個に所定希釈倍数になるように、その原臭気を入れ、3個の袋をパネル (付臭袋を判定する人) に与え、どれににおいがあるかを判定させ、その結果得られる希釈倍数と正解率との関係から確率的手法を用いて臭気濃度を決定する方法です。

**臭気濃度**…においのある空気は無臭の空気ですら臭気を感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいいます。